

立	憲	民	主	党	
国	会	レ	ポ	ー	ト
2	0	2	5		

第214回臨時国会・第215回特別国会・第216回臨時国会・第217回通常国会の総括



立憲民主党

目次

序文	「立憲民主党国会レポート2025」発刊にあたって 01
第1章	214回臨時国会～217回通常国会総括 02 「熟議と公開」の国会で多くの政策提案を実現
第2章	「次の内閣」・政務調査会 各分野の対応 1 内閣 04 2 災害対策 06 3 復興・福島再生 06 4 消費者問題 07 5 子ども政策 08 6 デジタル・公務員改革 09 7 総務・政治改革 10 8 法務・憲法 12 9 外務・安全保障 14 10 財務金融・税制・経済財政 16 11 文部科学 18 12 厚生労働 20 13 農林水産 22 14 経済産業 24 15 環境・エネルギー(原子力) 26 16 国土交通 28 17 予算・決算・行政監視 30 18 ジェンダー・共生・孤独孤立 32 19 障がい・難病 32
第3章	焦点となった法案・課題への対応 1 「本気の歳出改革」 責任ある政治を目指して 33 2 政治資金規正法等改正案・公職選挙法改正案 政治の信頼回復 34 3 年金改革法案 厚生年金等底上げのための法案修正実現 35 4 選択的夫婦別姓法案 個人の尊重と男女の対等な関係の構築を 36 5 ガソリン暫定税率廃止法案 不合理な税負担に終止符を 37 6 給特法改正案 中途半端な改正案を大幅修正 38 7 高額療養費自己負担引上げ凍結法案 当事者の命と暮らしを守る 39 8 公立・公的病院改革 医療機関を支援し、命と健康を守る 39 9 食料・農業・農村基本計画を改定 現場の声を基本計画に反映 40 10 下請法等改正案 賃上げ機運と着実な価格転嫁を支える修正を提案 40 11 地方消費者行政の充実・強化 消費者行政の基盤である「地方消費者行政」 41 12 日本学術会議法案に対する修正案 学問の自由を守るためナショナルアカデミーの自律性・独立性確保を追求 41 13 能動的サイバー防御法修正 通信の秘密の保護、国会の関与を強化する修正を実現 42 14 トランプ関税対策 トランプ関税への政府の対応をたどす 42
資料	立憲民主党が提出した議員立法 43 立憲民主党が提出した修正案 45 国会案件一覧 47 「次の内閣」・政務調査会役員等一覧 55

政権交代目指して責任ある政策実現に努力



立憲民主党
政務調査会長

重徳和彦

2024年9月の代表選挙で野田新代表が選出され、政務調査会長を拝命しました。この1年間のわが党の立法活動、政策活動をまとめた「立憲民主党国会レポート2025」をお届けします。

立憲民主党は、自らの裏金問題に対して一向に真摯に向き合わない自民党に対して、「政権交代こそ、最大の政治改革。」を旗印に2024年10月の衆議院選挙を戦い、与党を過半数割れに追いこみました。立憲民主党は多くの有権者から民意を得て50議席積み増し、衆議院で148議席とし、野党第一党の足場をさらに固めることができました。

少数与党下で立憲民主党は「熟議と公開」の方針のもと、様々な政策を最大限実現するため、216回臨時国会、217回通常国会において野党各党や与党との粘り強い交渉をあらゆる場面でを行い、これまでになく多くの予算や政府提出法案の修正、議員立法の成立を勝ち取りました。

一方、2025年に入っても賃上げを上回る物価高と政府の無策によるコメの急激な高騰が食卓を直撃しました。立憲民主党は、財源も示しながら、当面の物価高対策として一日も早く「食料品消費税0%」をスタートさせること、開始までは食料品の消費税分相当の「食卓おうえん給付金」を支給すること、最終的には、中低所得者にとってより恩恵の大きい「給付付き税額控除」につなげる、「3ステップ

の物価高対策」を取りまとめました。同時に「物価高に負けない賃上げ」を目指して経済政策・雇用政策を推進することを掲げ、「物価高から、あなたを守り抜く」をスローガンとして、2025年7月の参議院選挙を戦いました。

社会保障政策等に不安を招かぬよう上記政策に必要な財源も確保し、政権を目指す政党として責任ある姿勢を示しました。参議院選挙の結果により、参議院も与党過半数割れとなりました。野党側はより多くの議席を獲得し、政策実現に責任ある立場となった一方、野党は衆参両院合わせて11党派となり、政治情勢はますます複雑化しています。

30年間で日本の生産性は3割上がり、企業の利益、内部留保は増え、株価は上がり、投資へのリターンは大幅に伸びました。一方、非正規雇用は増え、格差は拡大しました。物価高が長期化し、実質賃金は上がらず、国民の暮らしをさらに苦しめています。働き方の格差をなくし、賃金に真っ先に回る経済に転換させ、実質賃金の上昇を促進し、国民が暮らしの豊かさを実感できるような政策を進めていかなければなりません。

若者が希望を持てるより良い未来を創るため、衆参両院で野党第一党である立憲民主党が中心となって、次期衆議院選挙での政権交代実現を目指して政策活動を続けていきます。

「熟議と公開」の国会で 多くの政策提案を実現

野田「次の内閣」スタート

2024年9月23日、立憲民主党の新代表に野田佳彦元首相が就任した。野田新ネクスト内閣総理大臣の下、「次の内閣」(ネクスト・キャビネット)はポストの新設・再編を行い、新たにネクスト内閣府統括・防災・国家公安委員会担当大臣、ネクスト経済財政担当大臣、ネクスト地方創生・消費者・沖縄北方担当大臣、ネクストジェンダー・共生・孤独孤立担当大臣、ネクストデジタル・行政改革・公務員改革担当大臣、ネクスト復興・福島再生大臣が設けられ、税制調査会長、憲法調査会長を含め22名の「次の内閣」体制となった。

また、各種のプロジェクトチームやワーキングチームを新たに設置し、社会的課題に機動的に対応した。(詳細p.57)

214回臨時国会、215回特別国会

214回臨時国会は2024年10月1日から10月9日(9日間)の会期で開かれ、10月1日に衆参両院の本会議で内閣総理大臣指名選挙が行われ、石破茂内閣が発足した。衆議院地こデジ委員長提出の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案」が全会一致で成立した。立憲民主党はじめ野党4党は、衆議院に石破内閣不信任決議案を提出したが、審議されないまま衆議院が解散された。

10月15日公示・27日投開票の短期決戦で第50回衆議院議員総選挙が執行された。立憲民主党は躍進し、与党は過半数割れとなった。総選挙後の首班指名のための215回特別国会は、2024年11月11日から11月14日(4日間)の会期で開かれた。衆議院では、最初の記名投票で投票の

過半数を得た者がなかったため、石破自由民主党総裁と野田立憲民主党代表との決選投票となり、石破氏が第103代内閣総理大臣に指名された。

立憲民主党は、目前に迫る健康保険証の廃止を延期する「保険証廃止延期法案」(保険証併用法案)を衆議院に再提出するとともに、衆議院の解散に伴って廃案となった「130万円のガケ」対策のための「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を対象者の年収の上限を明記した上で衆議院に再提出した。

216回臨時国会、217回通常国会

216回臨時国会は2024年11月28日から12月24日(27日間)の会期で開かれた。当初会期は24日間だったが3日間延長された。

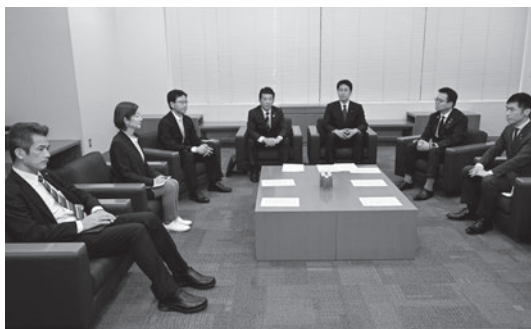
216回臨時国会では、委員長提出法案を含め11本の議員立法を提出した(成立は5本)。立憲民主党が主導した主な議員立法は、旧文通費公開返還法案、政策活動費廃止法案、悪質ホストクラブ被害防止法案、医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案などである。また、令和6年度一般会計補正予算、特別会計補正予算に対する修正案を提出したが、否決された。

217回通常国会は2025年1月24日から6月22日(150日間)の会期で開かれた。

217回通常国会でも、積極的に立法活動に取り組み、委員長提案を含め57本の議員立法を提出した(成立は17本)。(詳細p.43,44)

国会の風景を変える

衆議院で少数与党となった石破政権は、野党の協力なしには予算や重要法案を衆議院で通すことはできなくなった。立憲民主党は、「熟議と公開」の



2024.11.28 「野党政策責任者会談」を開催



2024.11.26 与野党7党の政治改革責任者が全面公開で政治改革を協議

原則を掲げ、国会でのオープンな議論を重視し、「国民の声が反映される国会」へと国会の風景を大きく変える努力をした。予算委員長や法務委員長、憲法審査会長、政治改革特別委員長など、戦略的に委員長ポストを獲得した。

216回臨時国会では、28年ぶり(補正予算に限れば憲政史上初)の予算修正(一般会計予備費残高のうち1000億円について、能登の復旧・復興に係る経費に用途を限定)を実現した。野党7党で、政党の裏金と言われた政策活動費を廃止する法案を提出し、粘り強い修正協議の末、政策活動費の廃止を勝ち取った。与党が消極的だった調査研究広報滞在費(旧文通費)についても、報告・公開・残額返還の法案を成立させるなどの成果を上げた。

予算審議等で論戦をリード

令和7年度予算審議においては、「本気の歳出改革チーム」を編成し、水膨れ予算の精査や基金等の洗い出しを行い、新たに実施された衆議院予算委員会の省庁別審査とともに、約3.8兆円の財源を発掘した。新規国債発行や国民負担増に頼ることなく、当初予算修正案として、国民の命と暮らしを守り、子どもたちの未来を切り開く政策パッケージを打ち出した。さらに当事者団体に寄り添った立憲民主党の問題提起や追及によって、高額療養費自己負担引き上げの凍結を実現した。当初予算案の修正は29年ぶり、参議院で修正された予算案が成立したのは、現憲法下で初となった。

積極的に修正案を提出し成果を勝ち取る

217回通常国会では内閣提出法案に対し衆参両院で24本の修正案を提出し、うち10本が可決

された。教員の働き方改革を推進する給特法修正、施行期日を春闘に間に合うように前倒しする下請法修正、実効性あるカスハラ対策へ補強する労働施策総合推進法修正、事業再生時の労働者保護をはかる観点での早期事業再生法修正、憲法の「通信の秘密」を不当に制限しない旨の明記や国会の関与の強化で歯止めをかける能動的サイバー防御法修正、懸念の強いデータ提供命令に歯止めをかけるとともに、個人情報保護への配慮を強化する刑事デジタル法修正など、実のある修正を実現した。政府・与党が提出を先延ばししていた年金改革法案を提出させるとともに、将来の厚生年金等を底上げするべく修正を行った。また、オンラインカジノへの規制を強化する法改正の実現や、食料・農業・農村基本計画に立憲民主党の提案を盛り込むことなど、政策的なリーダーシップを発揮した。(詳細p.45,46)

企業・団体献金禁止法案と選択的夫婦別姓法案は継続、ガソリン暫定税率廃止法案は廃案に

217回通常国会での成立を目指していた企業・団体献金禁止法案、選択的夫婦別姓法案は、いずれも採決に至らず継続審議となった。

立憲民主党は、野党が結束して自公政権に対応することで政治を前に進めることができるとして、野党第一党として、野党政策責任者会議・会談の開催を主導し、各党・各会派の主張の調整に腐心した。ガソリン暫定税率廃止法案についても野党が共通に取り組めるテーマとして位置付けて共闘を粘り強く働きかけ、国会最終盤、野党7党共同でのガソリン暫定税率廃止法案の提出にこぎつけた。法案は衆議院を通過したものの、参議院では採決に至らず廃案となった。

1 内閣

「能動的サイバー防御法案」を修正

政府は217回通常国会に「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」(サイバー対処能力強化法案)、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(サイバー対処能力強化法整備法案)を提出した。

これらの法案については、憲法が保障する通信の秘密を侵害するおそれ等の懸念が指摘されたことから、立憲民主党は懸念を払拭するための修正案を取りまとめ、修正された法案に賛成した。2法案は可決・成立した。(詳細p.42)

AI推進法案に賛成

多くの国民がAIに対し不安を抱き、日本におけるAI開発・活用は遅れている。政府は、AIの開発・活用を促進しつつ、リスクに対応するとして、217回通常国会に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」(AI推進法案)を提出した。

法案は、開発・活用を促進するための仕組みを定める一方で、AIの開発・利用を人間中心とする原則や、児童ポルノを含むディープフェイクポルノへの対策が明記されていない等、リスクへの対応に不十分な点がみられた。立憲民主党は、これらの点等について附帯決議を付し、法案に賛成した。法案は可決・成立した。

新たな日本学術会議法案に反対

政府は217回通常国会に新たな「日本学術会議法案」を提出した。立憲民主党は、ナショナルアカ

デミーの自律性・独立性が毀損されるおそれがあるとして法案に反対し、参議院に修正案を提出した。修正案は否決され、法案は可決・成立した。(詳細p.41)

男女共同参画機構法案に賛成

政府は217回通常国会に「独立行政法人男女共同参画機構法案」「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を提出した。この法案は、(独法)国立女性教育会館(ヌエック)を解散し、本部は埼玉県に置いたまま新たな独法を設立して本部機能を強化し、研修棟などの施設は廃止することとして、これらの施設で実施されていた対面での交流は全国で行う仕組みを定めるものである。

立憲民主党は、本部施設の縮小が全国の男女共同参画センターの縮小につながらないことを確認するとともに、全国のセンターに対しその機能を充実させるための支援を行うこと等を求める附帯決議を付し、法案に賛成した。法案は可決・成立した。

悪質ホストクラブ等規制の風営法改正法案に賛成

政府は217回通常国会に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」(風営法改正法案)を提出した。本法案は、ホストクラブ等が利用客に高額な「売掛金」などの債務を負わせ、売春などの性搾取により返済させる等の「悪質ホストクラブ問題」を背景として、①売掛金等の蓄積の防止策、②売掛金等の悪質な取り立ての防止策、③売春等へのあっせんへの対応、④悪質な業者の処罰や排除、などを定め



2025.6.18 オンラインカジノ問題に関する提言を内閣府特命担当大臣へ手交



2024.10.7 能登半島の大雨災害に関する申し入れ

るものである。

立憲民主党は、悪質ホストクラブ問題について、2023年の212回臨時国会、2024年の213回通常国会にそれぞれ議員立法を提出するなど先駆的に取り組み、問題への匿名流動型犯罪集団(トクリュウ)の関与が指摘されていることも踏まえ、政府に対策を求めてきた。本法案は、立憲民主党が求めてきた対策の趣旨も盛り込まれているほか、悪質ホストクラブなどの「ビジネスモデル」を構成する各行為の規制を定める等、被害防止に役立つ内容であることから、立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立した。

オンラインカジノ問題の対策強化を推進

海外では適法でも日本では違法な賭博であるオンラインカジノの国内経験者数が300万人を超え、その約6割に依存症の自覚があると推計されるなど、深刻な状況が生じている。警察庁の調査では、経験者の約4割がオンラインカジノの違法性を認識していなかった。

こうした課題に対応するため、立憲民主党は「オンラインカジノ問題対策プロジェクトチーム」を設置し、オンラインカジノ利用の違法性周知の徹底と、オンラインカジノに関する情報の発信行為の禁止等の措置を講ずる議員立法の検討を開始した。与党でも議員立法の検討が行われ、超党派の実務者協議を経て、217回通常国会に議員立法「ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案」が提出され、立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立した。

オンラインカジノ問題について必要な対策のうち、サイトブロッキング(サイトへのアクセスの遮断)

の議論を丁寧かつ速やかに進めることや、賭け金等の決済代行業者に対する取締りを徹底すること等の対策については、議員立法に盛り込まれなかったことから、別途提言を取りまとめ、政府へ提出した。

安定的な皇位継承に向けた取り組み

立憲民主党は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、衆参両院正副議長の主催する全体会議において、党の「論点整理」に基づき真摯に議論に臨んできた。全体会議は2024年の総選挙後4回開かれ、①「女性皇族が婚姻後も皇族として残る案における配偶者・子の身分」について、②「皇統に属する男系男子を養子とする案」についての2つの論点を中心に議論が進められた。

立憲民主党は前者については、身分を付与する案と身分を付与しない案の両案の長所と短所を指摘し、両案を検討すべきとする姿勢で臨んだ。後者については、対象者の調査と意思確認の必要性、先例主義との整合性、憲法学者から提起された憲法上の疑義、事実上の不都合など課題が多いことを指摘した上で、対象者と時期・親などについての意見徴求には、旧11宮家に限り、時期・親等も限定すべきと表明した。

217回通常国会においては立法府の総意の取りまとめに至らなかった。立憲民主党は「熟議と公開」の原則のもと、今後も立法府としての責任を果たすべく、与野党協議を通じた合意形成に尽力していく。

2 災害対策

能登の復旧・復興を最優先に

2024年の複合災害により能登半島が甚大な被害を受けたにもかかわらず、解散総選挙に突き進もうとした石破政権に対して、立憲民主党は、復旧・復興の加速を優先するべきだとし、2024年10月に「能登半島の大雨被害に関する申し入れ」を政府に行った。

被災者生活再建支援法改正案を再提出

立憲民主党は、213回通常国会において、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を野党2党と共同で衆議院に提出したが、衆議院解散により廃案になったため、改めて216回臨時国会で衆議院に再提出したものの継続審議となった。

災害対策基本法等改正案が成立

能登半島地震の被災時に、避難所における福祉に対するサービスが不十分なのではないかという問題意識から、災害対策基本法と災害救助法を改正して福祉配置をそれぞれの法律に位置付けようと、議員立法「災害対策基本法及び災害救助法の一部を改正する法律案」を野党共同で提出することを目指し、議論を精力的に続けていた。その後、政府から217回通常国会で災害対策基本法、災害救助法、そして水道法なども含めた大きなパッケージでの改正法である「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が提出された。しかし、「福祉サービスの追加」の内容が不十分であったため、野党共同で修正案を提出したが否決された。立憲民主党は附帯決議を付した上で政府案に賛成し、可決・成立した。

3 復興・福島再生

東日本大震災から14年が経過し、第2期復興・創生期間も最終年度を迎えた。地震・津波被災地域では、復興事業はおおむね完了に向かっているものの、被災者を取り巻く生活環境は変化し続けており、抱える課題も多様化・複雑化している。

次の5年間の第3期復興・創生期間は極めて重要であり、また、その復興・創生期間後も引き続き被災地に寄り添い続け、被災者の最後の一人まで支援し続ける組織の存続が必要であると考えている。こうした考えの下、立憲民主党東日本大震災復興本部および復興部門は2025年6月19日、復興基本方針の見直しに当たっては被災者、被災地が安心して前に進んでいけるよう、復興を進めるために必要な支援策を第3期復興・創生期間においてもしっかりと継続・拡充していくとともに、第2期復興・創生期間を上回る十分な財源を最大限確保することを復興大臣に強く要請した。

要請内容のうち、特に、新たな復興の基本方針で示された放射線防護に係る「区域から個人へ」の考えに対する被災者の方々の不安の解消、帰還困難区域における森林の再生に向けた支援、福島県の農林水産業の再生に向けた風評被害の払拭、福島再生加速化交付金の長期的かつ十分な予算確保、福島県外での除去土壌の最終処分等、原子力災害被災地域における諸問題への取り組み、被災地の基幹産業である水産業を取り巻く厳しい環境変化に対応するための復興予算の確保、復興の担い手である自治体職員などへの心のケア等の支援継続、人口減少対策などへの取り組みを引き続き求めていく。

4 消費者問題

217回通常国会は特に地方消費者行政に力点を置く国会となった。消費者行政の大きな柱である消費生活相談は、相談そのものはもちろん、その相談情報が法改正などの立法事実として、被害の防止や救済に結び付く。しかし、その活動の財源が交付期限を迎えつつあることから、これまでの歩みを後退させることのないよう、政府に提言などを行った。(詳細p.41)

また、SNS上でのステルスマーケティングやインターネット経由の被害増加を受け、政府の対応を確認し、消費者団体や大学生から景品表示法や特定商取引法などの改正に向け提言を受けた。さらに、カスタマーハラスメント対策については正当な苦情の機会を損なわぬよう配慮しつつ厚生労働部門と合同で議論を行い、紅麹サブリ問題については過剰摂取防止の法整備の検討やGMP義務化の動向を政府から確認した。

公益通報者を「保護」できる制度へ

217回通常国会では、政府から「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」(政府案)が提出された。政府案の内容は、事業者の体制整備を徹底するための措置や公益通報者にフリーランスを含めたこと、また通報後1年以内の解雇又は懲戒については公益通報を理由としてされたものとして推定すること(立証責任の転換)、公益通報を理由に解雇又は懲戒をした者および事業者刑事罰を設けること等、前進であると評価できた。

一方で、兵庫県知事をめぐる問題に関連し、文書問題調査特別委員会委員(兵庫県議)や百条委員会に出席した有識者、消費者団体・弁護士団体・労働団体、さらに通報の当事者からヒアリングを行っ



2025.3.22 消費者行政が停滞しないよう十分な財政措置を求める要請

た結果、政府案の課題が多々確認された。例えば立証責任の転換の対象に現場で多く報告されている不利益取り扱いの配置転換が含まれていないことや、政府検討会でも数多くの積み残し課題が示されているにもかかわらず、改正法施行後5年を目途に検討を行うとなっていることである。特に、通報の当事者からは、政府案では通報者を保護することなどできない、と強い問題提起を受けた。このため、消費者部門は議論を重ね、課題として示された点について修正案を示した。すべての項目を修正することはできなかったが、一日でも早い検討実施のため、検討の目途を3年とする修正を得ることができたため、修正案および修正部分を除く政府案に賛成し、可決・成立した。

旧統一教会被害対策

2024年7月11日、旧統一教会被害者が旧統一教会に対して行った損害賠償請求の最高裁判決は、不当寄附勧誘防止法における「寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること」の条文を示したうえで、心理的な影響下にあったかどうかも含めて、寄附者の属性や家庭環境、入信の経緯、その後の宗教団体の関わり方を含めて違法性の有無を判断するべきとする画期的な判決であったことが、旧統一教会被害者や弁護士から共有された。

また、2025年3月25日には、旧統一教会に対する解散命令請求について、東京地方裁判所は国の請求を認めて解散を命じた。旧統一教会は即時抗告したものの、立憲民主党はその経緯を見守りつつ、被害者の救済に向けて議論を重ねた。

5 子ども政策



2025.5.16
「保育士の処遇改善や保育の質の確保等を求める要請」を内閣府特命担当大臣に手交

児童福祉法等の一部を改正する法律案に賛成

政府は217回通常国会に、保育人材の確保等に関する体制整備や虐待を受けた児童等への対応強化に向けて関連法の規定を整備する「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を提出した。保育士の処遇改善などの附帯決議を付して立憲民主党は賛成し、本法案は可決・成立した。

保育士の処遇改善、保育の質確保への取り組み

政府は令和7年度予算において、「1歳児配置改善加算」を措置した。これは、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した施設・事業所に対し6:1の配置との差額相当額を加算するものであり、保育の質向上が目的とされた。しかし、「施設・事業所の職員の平均経験年数10年以上」という厳しい要件が職員配置の改善を断念させる懸念があることから、立憲民主党はこの要件を撤廃するよう政府に対して緊急要請を2025年2月に行った。

子ども政策部門では、保育士不足解消や質の確保に向けて、5月に関係団体からヒアリングし、保育士配置基準の見直しや保育所等への給付を子どもの数でなく真に必要な保育士数に応じたものにするなど公定価格制度の見直し、有料職業紹介の手数料の高騰に対する歯止め措置、保育現場のDX(保育ICT)の導入や運用への財政措置などを内容とする「保育士の処遇改善や保育の質の確保等を求める要請」を政府に行った。また、立憲民主党は217回通常国会で、月額1万円の処遇改善を行う「保育等従事者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案」(保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案)を国民民主党と共同で提出したが、継続審議となった。

ひとり親家庭への支援を強化

日本のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪の水準であり、当事者団体は恒久的な底上げ支援を求めている。なかでも児童扶養手当を受給するための「所得制限の壁」は、働き控えを招き経済的自立を阻害する要因となっていることから、立憲民主党は、「所得制限の壁」を引き上げて児童扶養手当の受給対象者を拡充するとともに、子ども1人当たり月額1万円を増額するために、「児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案」(児童扶養手当「所得制限の壁」引上げ法案)を217回通常国会に提出し、超党派での成立を目指したが、継続審議となった。

朝の児童の居場所づくりや若者支援に向けて

子どもの小学校入学を機に生活リズムやサポート体制が変わり、子育てと仕事の両立が困難になる「小1の壁」問題を解消するため、217回通常国会において、朝の居場所づくりの取り組みを全国的に推進する「児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案」を参議院に提出した。本法案は、参議院選挙に伴い審議未了で廃案となった。

10代の死亡原因の第1位が「自殺」という極めて深刻な状況を受け、超党派の議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」が、子どもに係る自殺対策を推進する「自殺対策基本法の一部を改正する法律案」を取りまとめた。本法案は217回通常国会に参議院厚生労働委員長より提出され、可決・成立した。

立憲民主党は2025年5月、「子ども・若者応援本部」を再設置した。現場に出向いて当事者の声を聴き、その声を政策立案に結び付け提言を行うことを活動の中心にしている。

6 デジタル・公務員改革

立憲民主党は217回通常国会において、政府の進めるデジタル政策については、その理念や利便性の向上を一定程度評価しつつも、制度設計の不備、個人情報保護の欠如、国民理解の不足など多くの課題を抱えているとの認識の下、デジタル分野の法案審議および政策立案に積極的に取り組んだ。政府が提出した法案の審議に当たっては、政府のデジタル政策に対し無条件に賛同することなく、国民の権利保障と制度の公平性を重視する立場から、是非を判断した。

マイナンバー関連法案への対応

政府が217回通常国会に提出した、マイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務の範囲を拡大する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案」に対しては、マイナンバーの利用を促進する趣旨には賛成するものの、国家資格でない営業の登録等の事務にマイナンバーを利用する必要性が乏しいことや、マイナンバー利用に伴うシステム改修の費用は国が負担すべきであること等を指摘した。立憲民主党はこれらの課題について附帯決議を付した上で賛成し、本法案は可決・成立した。

政治・行政のデジタル化を進める政策を提案

政治や行政のデジタル化については、積極的に政策提案を行った。インターネット投票制度の法整備を求めるとともに、国会および地方議会のオンライン会議制度の導入の検討、住民参加型政策形成を可能とするデジタル基盤の構築などを提起した。

公務員制度改革PTを再設置

立憲民主党は公務員制度改革プロジェクトチームを再設置し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくり、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現するための取り組みを進めた。

公務員制度改革5法案を提出

立憲民主党は217回通常国会に国民民主党、社会民主党と共同で、自律的労使関係制度を導入するための議員立法「公務員制度改革5法案」（「国家公務員法等の一部を改正する法律案」「国家公務員の労働関係に関する法律案」「公務員庁設置法案」「地方公務員法等の一部を改正する法律案」「地方公務員の労働関係に関する法律案」）を衆議院に提出したが、継続審議となった。

給与法改正・育休法改正案に賛成

政府は216回臨時国会に、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案」「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

立憲民主党は労働基本権制約の代償措置である人事院勧告通りの実施を求め、給与法関連法案に賛成し、両法案は可決・成立した。また、立憲民主党は、民間分野の法改正を受け、子の看護休暇の対象範囲の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などを盛り込んだ育休法改正案に賛成し、両法案は全会一致で可決・成立した。

7 総務・政治改革

軽油引取税「当分の間税率」の廃止を

政府は217回通常国会に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を提出した。

立憲民主党は、地方税法等改正案に対して軽油引取税の当分の間税率を廃止するとともに、道府県たばこ税および市町村たばこ税の見直しを中止する修正案を提出した。その後、軽油引取税の当分の間税率の廃止に絞った修正案を国民民主党と共同で提出したが、与党などの反対で否決された。立憲民主党は反対したが、同法案は可決・成立した。その後、4月18日には立憲民主党単独で「軽油引取税暫定税率廃止法案」を衆議院に提出したが、廃案となった。

2025年度地方財政は、一般財源総額・交付税総額ともに24年度を上回る水準となり、初めて赤字地方債の発行額がゼロになった。給与改定費の計上や積極的な人への投資も手当てされている。立憲民主党は「103万円の壁」のさらなる引き上げに伴う与党修正案・政府案ともに賛成し、地方交付税法等改正案は修正の上で可決・成立した。地方税財政に関する課題について、公立病院対策の強化、老朽化した施設・インフラ対策の強化等を盛り込んだ委員会決議を衆参両院で採択した。

電波法改正案・NTT法改正案に賛成

政府は217回通常国会に「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、オークション導入に伴うユーザ負担増や地方の切り捨て等の懸念について、附帯決議を付して賛成し、同法案は可決・成立した。

政府は217回通常国会に「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、ユニバーサルサービスや公正競争の確保、国際競争力の強化や経済安全保障の観点から、関係団体と連携して取り組み、課題について附帯決議を付して賛成し、同法案は可決・成立した。

行政書士法の改正をリード

関係団体の要望を踏まえ、超党派の実務者協議で法制化作業を行い、217回通常国会に衆議院総務委員長から議員立法「行政書士法の一部を改正する法律案」が提出された。立憲民主党は賛成し、同法案は可決・成立した。

特定行政書士の業務範囲の拡大について慎重な意見もあったが、立憲民主党は、国民の利便性の向上や迅速な権利利益の救済を実現することに繋がるものであるとして、同国会での成立を強く求めた。デジタル社会においても「街の身近で頼れる法律家」として行政書士が期待に答えていくことができるよう取り組んでいく。

特定地域づくり事業に歯止め

特定地域づくり事業推進法について、内閣府の事務の期限が切れることから、超党派の実務者協議会で改正案の検討が行われてきた。

労働者派遣法の特例となることもあり、5年前の制定時にも慎重な議論が行われてきた経緯も踏まえ、立憲民主党は、当時指摘していた懸念が払拭されたとは言えず、安定した雇用創出によって地域外からの定住を促進するという目的達成も道半ばであるとして、修正要求項目をまとめ与党と協



2025.4.18 「軽油引取税暫定税率廃止法案」を衆議院に提出



2024.12.4 「政策活動費廃止法案」を野党7党で衆議院に提出

議した。修正には至らなかったが、委員会決議等で歯止めをかけることとし、217回通常国会に衆議院総務委員長から提出された議員立法「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案」に立憲民主党は賛成し、同法案は可決・成立した。今後とも推移を注視していく。

旧文通費改革と政策活動費の廃止は実現

2024年6月に成立した改正政治資金規正法が極めて不十分だったことから、立憲民主党は214回臨時国会に、社民党、国民民主党、有志の会と共同で改正政治資金規正法廃止法案および政治資金透明化法案を、社民党と共同で企業・団体献金禁止法案を提出したが、廃案になった。

立憲民主党が求めている調査研究広報滞在費の報告・公開・返還について与党も合意し、216回臨時国会に衆議院議院運営委員長から「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、同法案は可決・成立し、2025年8月より新制度が実施されることになった。

総選挙で示された民意を踏まえ、立憲民主党は216回臨時国会に7党共同で政策活動費廃止法案を、5党共同で政治資金世襲制限法案を、3党1会派で企業・団体献金禁止法案を、2党共同で政治資金透明化法案を衆議院に提出した。粘り強い修正協議の結果、自民党も賛成し、政策活動費廃止法案は可決・成立した。また、自民党が公開方法工夫支出を削除する修正に合意したことから、政治資金透明化法案と同趣旨の内容が含まれている自民党案に立憲民主党は賛成し、同法案は可

決・成立した。立憲民主党は、国民民主党・公明党提出の「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案」に賛成し、同法案は可決・成立した。それ以外の法案は継続審議となり、企業・団体献金禁止法案について、「令和6年度末までに結論を得る」との申し合わせを行った。

本気の政治改革の実現へ全力

立憲民主党は企業・団体献金禁止法案の内容をブラッシュアップし、217回通常国会に維新を含む4党1会派共同で再提出した。一方、自民党は公開強化法案と構成員意思尊重法案を217回通常国会に対案として提出し並行審議となった。国民民主党・公明党は考え方をまとめたものの、法案提出には至らなかった。申し合わせの期限を越えてもすべての法案の採決には至らなかった。(詳細 p.34)

選挙運動に関する各党協議会の議論を踏まえ、立憲民主党は、ポスターの品位保持等の「公職選挙法の一部を改正する法律案」を7党共同で、選挙運動用自動車やポスターの規格の簡素化に関する「公職選挙法の一部を改正する法律案」を6党共同で217回通常国会に衆議院に提出し、立憲民主党は賛成して両法案は可決・成立した。

立憲民主党は、若者の政治参加の議論をリードすべく、被選挙権年齢引き下げワーキングチームで検討してきた、参議院議員と首長は23歳以上に、それ以外は18歳以上に引き下げる「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」(被選挙権年齢引下げ法案)を217回通常国会に衆議院に提出したが継続審議となった。

8 法務・憲法

裁判所職員定員法改正案に賛成

政府は217回通常国会に、裁判所職員の員数を減少する「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」を提出した。裁判官の定員管理や家庭裁判所の体制整備などを求める附帯決議を付して、立憲民主党は賛成し、本法案は可決・成立した。

刑事デジタル法案の修正を実現

刑事訴訟の手續においてデジタル化を進めるため、政府は217回通常国会に、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出した。

同法案では、通信事業者に対して、メールなど電子データの提供を命じる電磁的記録提供命令と、この口外を禁じる秘密保持命令を創設した。しかし、捜査機関が市民のプライバシー情報などを収集、蓄積することへの歯止めを欠いていることなど、多くの問題点が指摘され、与野党で修正協議を行った。

協議の結果、①秘密保持命令に関し「1年を超えない期間」との期限を設けること、また、②附則には、事件との関連性のない個人情報を収集しないよう特に留意すること、および弁護人と被告人等のオンライン接見の推進を明記すること、以上2点の法案修正に合意した。

このため立憲民主党は修正案、原案ともに賛成し、同法は成立した。

民事裁判情報の活用促進法案に賛成

政府は217回通常国会に、民事訴訟の判決書などの活用を図るため、「民事裁判情報の活用の促進に関する法律案」を提出した。個人情報保護

の拡充などを求める附帯決議を付して、立憲民主党も賛成し、本法案は可決・成立した。

譲渡担保、所有権留保に関する2法案に賛成

譲渡担保契約などを明文化、合理化するため、政府は217回通常国会に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」と関係法案を提出した。労働債権保護の検討などを求める附帯決議を付して、2法案は全会一致で可決・成立した。

選択的夫婦別姓法案、28年ぶりの審議入り

立憲民主党は、2024年の総選挙以降、選択的夫婦別姓制度の実現に向け、精力的にヒアリングや討議を重ね、217回通常国会で「民法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。立憲民主党案を含め3つの議員立法が提出され、衆議院法務委員会で1997年以来となる法案審議が行われたが、継続審議となった。(詳細p.36)

入管制度の緊急課題に対処する2法案を提出

立憲民主党は野党3党1会派で217回通常国会に、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」「令和6年入管法・技能実習法改正法の一部を改正する法律案」を参議院に提出したが、廃案となった。

本2法案は、政府が2023、2024年に行った入管法等改正において、とりわけ批判のあった①難民申請3回目以降の者を送還停止効の例外とする、②税未納等により永住者の在留資格を取り消す、などの規定について、緊急に見直すものである。



2025.6.4 衆議院法務委員会で選択的夫婦別姓法案・立憲案を審議



2025.6.10 解散権濫用防止法案を衆議院に提出

再審法の抜本見直しに向けて

えん罪被害者の一刻も早い救済のため、立憲民主党は2023年、再審法改正の骨子案を取りまとめ、2024年発足の超党派議員連盟でも積極的に活動し、また、同年の袴田さんの無罪判決にあたって談話を発表するなど、再審法の全面的な改正に向け精力的に取り組んできた。

立憲民主党は217回通常国会において、野党6党で「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出したが、継続審議となった。

同法案は、①再審請求手続における全面的な証拠開示制度を創設する、②再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止する、③原審、過去の再審に関与した裁判官を除斥、忌避できる、などと見直すものである。

他方、与党は議員立法の共同提出に加わらず、また、政府も2025年4月から始まった法制審議会に議論を委ねている現状にある。今回の野党6党案の早期成立に、改めて全力を挙げて取り組んでいく。

婚姻平等法案・GID特例法改正案を提出

立憲民主党は217回通常国会で、同性婚を法制化し婚姻の平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」(婚姻平等法案)と、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(GID特例法)の一部を改正する法律案」を衆議院に提出したが、継続審議となった。

同性婚をめぐる訴訟では5件すべての高等裁判所が憲法違反との判断を下し、GID特例法については最高裁判所が2023年、生殖不能要件を違憲無効とした。多様性を尊重する社会の実現に向け、両法の成立こそ喫緊の課題である。

憲法審査会長ポストを獲得し議論を主導

217回通常国会の衆議院憲法審査会は、毎回具体的なテーマを設定し、そのテーマに沿って意見を述べるという形式を取った。内容としては、国会機能維持として選挙困難事態の立法事実や参議院の緊急集会の射程、臨時会召集期限、解散権制限などを扱い、国民投票法関連として放送CM・ネットCM規制やフェイクニュース対策などが議題となった。立憲民主党は、憲法審査会で議題となるテーマについて、党の憲法調査会で有識者などからヒアリングを行った。

また、2025年4月には欧州議会・憲法問題委員会議員団が来日し、衆参両院の憲法審査会のメンバーと憲法問題について議論を交わした。

解散権濫用防止法案を提出

憲法では、内閣不信任案の可決又は内閣信任案の否決の場合に衆議院を解散できると定めている(憲法69条)。しかし、天皇の国事行為を定めたにすぎない憲法7条を根拠として、内閣の恣意的な判断で党利党略のために解散が行われているのが現状である。特に2024年には、解散から選挙期日まで僅か18日しかなく、投票所入場券の遅配や洋上投票の準備不足、在外投票も間に合わないといった事態が生じ、有権者の参政権が十分に保障されなかったという深刻な課題が露呈した。

立憲民主党は、解散予定日・理由の通知や4分の1以上の議員の要求での国会質疑の義務化、選挙期日について選管の意見聴取の義務化などを内容とする「衆議院の解散に係る手続等に関する法律案」(解散権濫用防止法案)等を217回通常国会に提出したが、継続審議となった。

9 外務・安全保障

ロシアによるウクライナ侵略は4年目に突入した。イスラエル・パレスチナ紛争も長期化し、ガザが深刻な人道危機に陥り、戦火も周辺に拡大するなど、国際情勢は厳しい。また、アメリカではトランプ大統領が2025年1月に就任し、トランプ大統領は4月に日本に対して、24%の「相互関税」や自動車への25%の追加関税を発表した。

こうした国際情勢の中、外交・安全保障戦略プロジェクトチーム、外務部門、安全保障部門は、日米関係、米欧関係などに関する有識者からヒアリングを実施し、党の外交・安全保障政策のアップデートを行った。またアメリカとの関税交渉を注視し、国内対策を検討するため「日米通商問題対策本部」を設置した。(詳細p.42)

216回臨時国会、217回通常国会あわせて、外務省から1件の法案と13件の条約、防衛省から3件の法案が提出され、法案はすべて可決・成立、条約はすべて承認された。外務・安保部門の合同会議で案件を審査し、日・伊物品役務相互提供協定(日伊ACSA)を除いて賛成した。

217回通常国会で政府が提出したサイバー対処能力強化法案および同整備法案に対しては、外交・安保戦略PTと外務・安保をはじめ関係部門とともに審査に臨み、修正の上、附帯決議を付して賛成、両法案は可決・成立した。(詳細p.42)

数字ありきの防衛費と防衛増税に反対

政府は2025(令和7)年度予算に、数字ありきの過去最大の8兆4748億円を計上した。その財源としての法人税とたばこ税の増税を含む税制改正法案も合わせて提出された。一方で、所得税の増税については再び結論が先送りされた。立憲民主

党は防衛増税は行わないとの方針のもと税制改正法案に反対した。(詳細p.16)

防衛省・自衛隊で相次いだ不祥事を追及

2024年7月に防衛省は特定秘密漏洩に該当する違法な運用、潜水手当の不正受給などで延べ220名を処分し、さらに海上幕僚長が引責辞任した。また、川崎重工が架空取引で捻出した裏金で海上自衛隊の潜水艦乗組員を接待した事案も明らかになった。こうした不祥事は、防衛省への国民の信頼を大きく失墜させる事態である。立憲民主党はヒアリングを行い、潜水手当の不正受給による逮捕者の存在が初めて明らかとなった。逮捕者の存在が国会と防衛大臣に未報告だったのは、文民統制上の重大な問題であった。2025年2月には、これら不祥事に関する特別防衛監察の中間報告のヒアリングを行い、政府には早期の実態解明および再発防止策の徹底を求めた。

米軍構成員等による性的暴行事件の再発防止と日米合意に基づく迅速な通報を求める

沖縄で米軍の空軍兵が16歳未満の少女に性的暴行を加えたとして起訴されていたことが2024年6月末の報道により発覚した。この事件では、1997年の事件・事故に関する通報制度に関する日米合意に反し、外務省は防衛省や沖縄県に通報せず、在日米軍も同様に沖縄防衛当局に通報していなかった。外務・安保部門の合同会議において、外務省は日米間の情報共有に問題はなかったとし、被害者のプライバシー保護を理由に、通報をしなかったと答弁したが、立憲民主党は政府に対して、被害者保護と再発防止のため地元自治体への

迅速な情報共有を徹底するよう求めた。これらを受け、政府は捜査当局が対外的に未発表の在日米軍の性暴力事件の情報も県側と共有する運用に改めた。

ACSA・RAAの共通化規定をたどす

政府は217回通常国会で防衛省設置法案等一部改正案およびRAA(円滑化協定)実施法案を提出した。両法案は、それぞれACSA(物品役務相互提供協定)およびRAAの国内実施法を共通規定化するものであった。今後、新たな国とACSAやRAAが締結されても国内実施法について国会での議論を経ないことになるため、衆議院では、ACSAやRAAの締結の際に政府が安全保障委員会に報告し、意見を求める旨の附帯決議、参議院では、外交防衛委員会に報告する旨の附帯決議をそれぞれ付して法案に賛成し、両法案は可決・成立した。

日・伊物品役務相互提供協定(日伊ACSA)への対応

政府は217回通常国会で日伊ACSAの国会承認を求めた。安全保障分野の共同訓練の実施、人道支援などを通じて、イタリアとの関係を促進する意義はある。また、質疑を通じ、外務省は存立危機事態の協力について、日伊間で具体的に協議していないと答弁し、防衛省からは日伊間で存立危機事態における行動を前提とした訓練や協力について現時点で決まった計画や協議を行う予定もないとの回答もあった。しかし、条文解釈上は存立危機事態等を含むと政府が答弁したことを問題視する意見が党内であり、議論の末これまでのACSAと同様に反対したが、与党等の賛成で承認された。

中東・ウクライナ情勢への対応

2025年6月12日に、イスラエルはイランの核・軍事施設等への攻撃を行った。立憲民主党は外交・安保戦略PT会長およびネクスト外務大臣よりイスラエル、イラン双方に対し自制を求め、アメリカにもイスラエルに自制するよう働きかけることを求めるコメントを発出した。しかし、6月22日に、アメリカが国連安保理における議論もないままイランの核施設に直接攻撃する事態に至ったため、再度コメントを発出し、アメリカの武力行使に対する深刻な憂慮を示すとともにさらなる介入の自制を求め、イスラエル・イラン双方に恒久的な停戦に向けての行動、すべての国に不拡散条約の尊重と国際法に従うこと、さらに、日本政府には、関係各国間の対話の実現に向け積極的役割を果たすことなどを求めた。

また、2025年2月には、ロシアのウクライナ侵攻開始から3年に際してネクスト外務大臣よりコメントを発表した。ロシアの侵略行為を改めて強く非難し、停戦交渉は国際規範に照らして国際社会にも納得感のあるものであるべきとし、また、ウクライナの人々が安心して生活ができるようあらゆる努力を続けるとした。

拉致被害者家族、団体からヒアリング

党拉致問題対策本部は、2024年12月に「家族会」「救う会」「特定失踪者家族会」「特定失踪者問題調査会」の4団体から、最近の活動報告や、北朝鮮向けラジオ放送「しおかぜ」の二重放送の放送時間が大幅に変更される問題などについてヒアリングを行った。親世代が存命のうちの、一刻も早い拉致問題解決への決意を共有し、改めて全力で取り組むことを約束した。

10 財務金融・ 税制・経済財政

密室協議から「熟議と公開」の税制改革へ

立憲民主党は2024年、税制調査会を中心に、各部門会議等で、関係団体から2025年度の税制改正に関する要望をヒアリングした上で、「2025（令和7）年度税制改正に関する主要提言」を取りまとめた。本提言については、政府・与党の税制改正大綱の決定に先立ち、財務大臣に申し入れた。また、少数与党下での初の試みとして、他の野党の税制責任者にも本提言を手交し、与党内の密室協議のみで税制を決める時代に終止符を打ち、「熟議と公開」の国会の下で税制改革を推し進めることを訴えた。

その後、政府は2024年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」を閣議決定し、同大綱に基づき、217回通常国会に「所得税法等の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、先に取りまとめた提言に基づき、①「防衛増税」の撤回、②ガソリンの暫定税率廃止、③租税特別措置（租特）のさらなる透明化、④「納税者権利憲章」の制定、⑤「災害損失控除」の創設、⑥金融所得課税の累進化など、税制度への国民の信頼を回復し、応能負担を求める修正案を提出した。修正案は衆議院財務金融委員会において政府案と並行審議され、立憲民主党は審議の中でその必要性を繰り返し主張したが、政府・与党はこれを受け入れなかった。一方で、与党は法案採決の直前になり、いわゆる「103万円の壁」への対応として、基礎控除の上乗せ特例を設ける修正案を提出したが、その実態は、広く薄く一時的なバラマキ減税を行おうとするものであった。こうした理由から、立憲民主党は与党提出の修正案と政府案に反対したが、与党等の賛成により、政府案は修正の上、可決・成立した。

なお、ガソリンの暫定税率廃止については、党の重点政策と位置付け、その実現に向けてさらなる取り組みを展開した。（詳細p.37）

関税の暫定税率の惰性的延長を喝破

政府は「関税定率法等の一部を改正する法律案」を217回通常国会に提出した。本法案の審議の過程では、現在411品目に適用されている関税の暫定税率を延長するにあたり、政府は十分な検討を実施しておらず、毎年惰性で適用延長が行われている実態が露呈した。こうした状況に鑑み、立憲民主党は、法案には賛成としたものの、委員会での審議等においてこうした政府の怠慢を厳しく問いだし、猛省を促した。

民営化に逆行する政投銀法改正をただす

政府は217回通常国会に「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を提出した。本法案は日本政策投資銀行（政投銀）が実施する「特定投資業務」の期限を延長するものだが、同業務の財源は半分が国費で賄われているにもかかわらず、投資先の企業名などは一切開示されていない。また、「特定投資業務」を実施している間は、政府が2分の1以上の株式を保有することが義務付けられているが、政投銀法は「できる限り早期に」政投銀を完全民営化することを定めており、今回の法改正はこの方針に大きく逆行するものであった。こうした理由から、立憲民主党は本法案に反対したが、与党等の賛成により、可決・成立した。

特別会計内の溜め込みを厳しく追及

政府は217回通常国会に「特別会計に関する法



2024.12.13 「2025(令和7)年度税制改正に関する主要提言」を財務大臣に申し入れ



2025.6.11 議員立法「租特透明化法改正案」を衆議院に提出

律の一部を改正する法律案」を提出した。本法案は、財政投融资特別会計(財投特会)の投資勘定において財源の余剰が生じた場合、同勘定内の「投資財源資金」に繰り入れることを可能とするものだが、これにより、一般会計への繰入額が恣意的に減少させられる懸念がある。一般会計の厳しい財政状況に鑑みれば、このような改正は到底認められないことから、立憲民主党は、本法案に反対するとともに、一般会計における財源確保を図る観点から、近年の円安により為替差益が増大している外国為替資金特別会計(外為特会)から一般会計への繰り入れを可能とする規定を設ける修正案を提出したが、同修正案は与党等の反対により否決され、法案は原案通り可決・成立した。

「日銀保有ETF活用法案」を再提出

立憲民主党は、議員立法「日銀保有ETF活用法案」を217回通常国会に提出した。本法案は2024年の213回通常国会に一度提出をしたもので、元々、医療保険料に上乗せして徴収される1兆円規模の「子ども・子育て支援金」を廃止し、代替財源として、日本銀行が保有しているETF(上場投資信託)の分配金収入等を活用するための法案であった。今回は、近年、ETFの分配金収入が1兆円を大きく上回っていることに鑑み、他の子ども・子育て支援に資する事業の財源としても活用できるように内容を改めた上で再提出したが、審議入りはかなわず、継続審議となった。

責任ある消費税負担軽減策を立案

立憲民主党は2025年、現下の物価高に鑑み、消費税の負担軽減策について議論を重ね、当面は

1人あたり2万円の「食卓おうえん給付金」を迅速に給付した上で、2026年4月から原則1年・最大2年にわたり食料品に係る消費税を8%から0%に引き下げ、その後隙間なく「給付付き税額控除」に移行するという3段階の政策スキームを立案した。給付と減税については、財源を具体化し、赤字国債の発行に頼らない責任ある姿勢を明確にした。また、「給付付き税額控除」については、これを最大の目標と位置付け、「『給付付き税額控除』検討プロジェクトチーム」を党内に設置し、制度設計の早期具体化を図ることとした。

租税特別措置の適正化・透明化に向けて

立憲民主党は、議員立法「租特透明化法改正案」を217回通常国会に提出した。本法案は、企業・団体献金により政治が歪められてきたのではないかと疑念の高まり、厳しい財政状況にもかかわらず、十分な検証なく漫然と租特が延長・拡充されている実態等に鑑み、①租特による高額減税企業上位10社の実名を国会報告の対象とすること、②租特は期限到来時に原則廃止することとした上で、例外的に延長・拡充する際のルールを法定化することを規定し、租特のさらなる透明化・適正化を図るものであるが、審議入りはかなわず、継続審議となった。

スルガ銀行不正融資問題の早期解決に向けて

2018年に発覚したスルガ銀行不正融資問題の長期化に鑑み、2025年6月19日、立憲民主党をはじめとする超党派の枠組みで、スルガ銀行の対応が不十分である場合、業務停止命令を含めた厳しい対応を取ることを金融庁に要請した。

11 文部科学

選挙公約の実現に向けて

2024年10月に行われた総選挙では、立憲民主党は政策の7本柱の一つに「子育て・教育」を掲げた。選挙後、公約の実現を目指し法制化に取りかかった。

学校給食の無償化については、保護者の負担軽減に加え、誰もが安心して給食を食べられるよう、国が一律に支援し公立の義務教育諸学校の給食を無償とする「学校給食法の一部を改正する法律案」（学校給食無償化法案）を、12月23日に日本維新の会、国民民主党と共同で衆議院に提出した。

高校授業料無償化については、家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、所得制限のない高校授業料の無償化を訴えてきた。昨今では大阪府や東京都などが私立高校授業料に対して独自に所得制限のない上乘せ策を講じている。改めて文部科学部門で議論を行った結果、高校授業料について、①高等学校等就学支援金の所得制限の撤廃、②私立高校については所得制限を撤廃し授業料の全国平均である45万円まで支援、すべきとの結論に至った。また、公教育を充実させる観点から、老朽化などの対策が必要な公立学校への施設整備の支援を増額することとし、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」および「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年2月14日に衆議院に提出した。

内閣提出法案に積極的に対応

217回通常国会の文部科学関連の内閣提出法案に関して、修正等の積極的な提案を行った。

「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」は、「教育費の負担の一部を社会全体で負担する」という考え方に立った点は評価できるものの、①大学等無償化の対象者を低所得者世帯または扶養する子どもが3人以上の多子世帯に限定、②修学支援の対象となるのは、要件を満たした確認大学等に限定、③給付型奨学金と大学等の無償化財源は消費税増税分で確保、等の問題があった。そこで、①大学等毎の対象者数と減免額や確認要件を満たさなかった大学等の数等の調査公表、②消費税以外の財源も活用、③大学等の授業料等の段階的無償化に向けた工程表の策定、④授業料減免額および確認要件について速やかな見直し等を内容とする修正案を提出した。修正案は否決されたが、高等教育の無償化の推進、消費税に限らない安定的な財源の確保、修学支援新制度の見直しについて、附帯決議を付して賛成し、政府案は可決・成立した。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」は、立憲民主党の修正要求がほぼ受け入れられ、可決・成立した。（詳細p.38）

学習指導要領の見直し

学習指導要領は、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けることができるよう、教育課程を編成する際の基準として定められているが、授業時数と学習内容のバランス、教員の業務負担増大・多忙化、評価基準の不明確さ、生徒の積極的な学習意欲の欠如、デジタル対応の遅れ等の問題点が指摘されている。文部科学大臣は、2024年12月、中央教育審議会に学習指導要領の在り方につ



2025.2.14 「高校授業料無償化拡充法案」および「公立高校の施設整備促進法」を衆議院に提出

いて諮問を行い、審議会で議論がなされている。

立憲民主党は、学習指導要領の見直し、今後の教育の在り方や教員の働き方に大きな影響を及ぼすものであることから、見直し状況について文部科学省からヒアリングを行うとともに、現行のカリキュラムが子どもに過大な負担をかけている点について有識者との意見交換を行った。今後も定期的に学習指導要領改訂の検討状況のヒアリングや有識者との意見交換を続けていく。

隠れ教育費負担の軽減

公立義務教育諸学校の授業料、教科書代は徴収されてはいないものの、ドリルや楽器、遠足代など、様々な費用負担が求められる。この費用が、小学校6年間で50万8600円、中学校3年間で42万2800円の負担(=隠れ教育費)となっており、有識者からヒアリングおよび意見交換を行った。

隠れ教育費については、保護者の負担を軽減すべきではあるが、単純に公費負担するのではなく、①不要なものや共有すればいいものなどの仕分けが必要なこと、②現場の裁量増によって支出を抑えられる可能性があることから負担軽減策についてさらに検討を進めていくこととなった。

私立大学の入学金問題に取り組む

現在、多くの私立大学が、合格発表直後に入学金の納入日を指定し、複数の私立大学や国公立大学を受験する受験生が、入学金を二重払いしている実態について、有識者からヒアリングおよび意見交換を行った。文部科学省もようやく、2025年6月26日に「入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めること」

等を内容とする「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について(通知)」を発出した。

国立劇場建て替え問題に着手

国立劇場については、国立劇場の未利用容積を活用したホテル建設等を内容とする「国立劇場の再整備に係る整備計画」が策定され、2回の入札が不調、不落となり、整備計画が一部改訂された(民間収益施設の提案条件の自由化等)ものの、現在も閉鎖されたまま改築には至っていない。文部科学部門として、国立劇場が、伝統文化の継承、発展という本質的かつ基盤的な役割を果たすためにどのような施設であるべきか、改築にこだわらず改修という可能性も含め、検討を進めることとなった。

スポーツ基本法改正の取り組み

スポーツ基本法制定から14年近くが経過し、スポーツを取り巻く状況の変化に対応するため、立憲民主党議員も参加している超党派のスポーツ議員連盟で議論が重ねられ、改正案が取りまとめられた。

改正案は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化などの社会課題の解決に加え、①スポーツに親しむことのできる機会の確保等、多様な国民一人ひとりの生きがいおよび幸福の実現等について追加、②スポーツによる地域振興の推進、スポーツによる共生社会の実現等の追加、③多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保、eスポーツの充実、スポーツの公正性および公平性の確保(ドーピング防止等)を追加するものである。217回通常国会に衆議院文部科学委員長から提出された改正案は可決・成立した。

12 厚生労働

現役世代・若者の厚生年金等底上げの修正を実現

政府が217回通常国会に提出した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」には、焦点だった厚生年金等の底上げが盛り込まれなかった。立憲民主党は同措置を盛り込む修正案を提示し、与党が受け入れたため、附帯決議を付した上で政府案に賛成した。政府案は衆議院で修正され、可決・成立した。(詳細p.35)

安定と安心をもたらす雇用・労働法制を推進

政府は217回通常国会に、カスタマーハラスメントや求職者等へのセクハラ防止対策等を柱とする「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、仮処分命令の申立ても含むカスタマーハラスメント対策を盛り込んだ「労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」(カスタマーハラスメント対策法案)を国民民主党、社会民主党と共同で参議院に提出するとともに、同法案をベースに政府案に対する修正案を取りまとめた。その内容を一部盛り込むことで与党と合意したため、立憲民主党は附帯決議を付した上で政府案に賛成した。政府案は衆議院で修正された上で可決・成立し、野党案は廃案となった。

雇用問題対策・賃上げプロジェクトチームは2025年4月、「雇用に安定と安心を。全ての労働者が豊かになる賃上げを!」を取りまとめ、雇用の基本原則を「期間の定めのない直接雇用」とすること、自らの希望や必要性に応じ「通常勤務」と「短時

間勤務(短時間正社員)」を選び、行き来できる環境整備、残業代の割増率の引き上げ等の労働時間規制の強化等を打ち出した。

また、「年収の壁」対策として、「130万円のカケ」で手取りが減らないよう給付で埋める「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を215回特別国会に再提出し、継続審議となった。

医療・介護提供体制に関する法案審議を要求

立憲民主党は介護崩壊を防ぐため、訪問介護事業者への支援金支給や訪問介護の介護報酬の期中改定を盛り込んだ「訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案」(訪問介護緊急支援法案)を国民民主党と共同で、他産業に比べて賃金が低い介護・障がい福祉従事者の処遇改善を図るための「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」(介護・障害福祉従事者処遇改善法案)を日本維新の会、国民民主党と共同で217回通常国会に再提出した。政府が提出した、地域医療構想の見直しや医師偏在対策等を柱とする「医療法等の一部を改正する法律案」に対して、本来の保険給付とは関連性が乏しい医師手当事業に医療保険の保険料を充てる規定を削除すること、市町村も独自に基金を設置し、医師確保ができるようにする規定を追加すること等を盛り込んだ修正案を準備した上で、立憲民主党が提出した議員立法との並行審議を求めた。しかし、議員立法の審議を避けたい与党は衆議院本会議で政府案の趣旨説明を行っておきながら、委員会での同法案の審議を拒み、政府案も議員立法も継続審議となった。

また、紙の保険証の新規発行が2024年12月2日に終了するのを前に立憲民主党は「保険証廃止



2025.2.19 高額療養費自己負担引上げ凍結法案を衆議院に提出



2025.5.8 医療、介護の重点政策を記者会見で発表

延期法案」を215回特別国会に再提出し、新規発行終了後は同法案を撤回した上で、一定の条件が整うまで新規発行を継続する「保険証復活法案」を217回通常国会に提出したが、継続審議となった。

医薬品の品質や供給体制の安定を求める

政府は217回通常国会に医薬品の品質向上や供給量不足への対応等を柱とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は薬価の中間年改定が医薬品産業の競争力低下等を招き、医薬品不足の要因の一つでもあるとの認識の下、国民民主党、社会民主党と共同で216回臨時国会に「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案）を提出しており、政府案とともに審議された。立憲民主党は、政府案により、効果の不確かな医薬品も有効性の検証が不十分のまま承認されて流通すること、過度な規制等がなされて医療用医薬品へのアクセスが阻害されうることへの懸念について附帯決議を付し、医薬品の安定供給や品質・安全性確保の必要性に鑑みて政府案に賛成した。政府案は可決・成立したが、野党案は継続審議となった。

高額療養費の引き上げにストップをかける

立憲民主党は、政府が決定した高額療養費の自己負担限度額引き上げを凍結するため、「健康保険法等の一部を改正する法律案」（高額療養費自己負担引上げ凍結法案）を217回通常国会に提出した。粘り強く凍結を求めた結果、政府は引き上げを見送った。（詳細p.39）

万全の医療・介護提供体制をつくる政策を提言

厚生労働部門は2025年4月、公立・公的病院改革ワーキングチームとともに、現役世代の負担軽減、地域医療の崩壊防止を柱とする「持続可能な地域医療をつくる重点政策」を取りまとめた。高額療養費の自己負担の引き上げは行わず、まずは、その代わりに軽症患者の医療費を優先して見直すこと等を盛り込んだ。（公立・公的病院改革の詳細はp.39）また、同月、介護の人材確保や提供体制の整備等において確固たる中長期的ビジョンが必要との認識の下、すべての介護職員等の賃金について全産業平均の水準への引き上げを目指すこと等を盛り込んだ「介護の安心実現ビジョン（中間報告）」を取りまとめた。

戦後80年の節目に際しての課題を提起

政府が217回通常国会に提出した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」に対し、立憲民主党は先の大戦で国に殉じた方々に弔慰の意を表する意義に鑑みて附帯決議を付した上で賛成し、本法案は可決・成立した。立憲民主党は弔慰金に代わる弔慰の方策についての検討等を盛り込んだ修正案を提出したが、否決された。

生殖補助医療法案に反対を決める

自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党が共同で217回通常国会で参議院に提出した「特定生殖補助医療に関する法律案」に対して、立憲民主党は対象を法律婚に限定したこと等が憲法違反の疑いがあり審議すべきでないとして、反対を決定した。本法案は廃案となった。

13 農林水産

農林水産部門では、「食農支払」(食料確保・農地維持支払)制度の創設と新たな新規就農対策を取りまとめ、2024年公表の農林水産政策大綱を改訂した。217回通常国会に政府より提出された4法案について、いずれも、附帯決議を付した上で賛成し、成立させるとともに、議員立法にも積極的に取り組んだ。

衆議院農林水産委員会での審議においては、野田佳彦代表自ら一般質疑に立ち、2025年3月19日、5月28日の両日、農林水産大臣に対して直接質疑を行った。

また、高病原性鳥インフルエンザ等対策本部、農林漁業再生本部、農林水産キャラバン等を全国展開し、地域の声を政策に反映させた。

「食農支払」等の提起と農林水産政策大綱の改訂

立憲民主党は、2024年に公表した農林水産政策大綱に掲げた政策を具体化するため、食料・農業・農村政策ワーキングチームを中心に、政府、有識者、関係団体等との意見交換を重ね、党内協議を鋭意実施した。2025年4月24日、かつての農業者戸別所得補償制度を礎にした、農地に着目した新たな直接支払制度「食農支払」(食料確保・農地維持支払)制度の創設と新たな新規就農対策を提起し、農林水産政策大綱を改訂した。

新たな食料・農業・農村基本計画への申し入れ

2024年の213回通常国会において25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が、2025年4月11日に閣議決定された。立憲民主党は、閣議決定に先立

ち、食料・農業・農村政策WTを中心に議論を進め、2月28日、33項目にわたる「食料・農業・農村基本計画に盛り込むべき事項について」を取りまとめ、農林水産大臣に申し入れを行った。3月25日には、衆参両院でそれぞれ18項目の委員会決議を行った。(詳細p.40)

土地改良法改正案に賛成

「土地改良法等の一部を改正する法律案」(政府案)については、衆参両院で農業水利施設の計画的な更新を着実に進めることなど、それぞれ11項目の附帯決議を付して賛成した。

漁業災害補償法改正案に賛成

「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」(政府案)については、水産政策ワーキングチームを中心に議論を行い、衆参両院で漁業災害補償制度の持続的かつ安定的な運営を確保することなど、それぞれ7項目の附帯決議を付して賛成した。

森林経営管理法及び森林法改正案に賛成

「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案」(政府案)については、森林・林業・山村振興ワーキングチームを中心に、関係団体との意見交換、議論を行った。委員会審議等で明らかになった課題については、衆議院で12項目、参議院で13項目の附帯決議を付して、法案に賛成した。また、2025年2月26日に岩手県大船渡市で焼失面積約2,900haにおよぶ平成以降国内最大規模の山林火災が発生し、4月7日、立憲民主党災害・緊急事態局と合同で現地視察を行った。



2025.3.8 宮崎県日之影町の岩田山岳牧場を視察



2025.4.7 岩手県大船渡市の森林火災現場を視察

食料システム法案に賛成

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」(食料システム法案)(政府案)については、関係団体との意見交換、委員会審議等で明らかになった課題に対して、衆参両院でそれぞれ9項目の附帯決議を付して、法案に賛成した。

棚田地域振興法をめぐる課題の提起

「棚田地域振興法の一部を改正する法律案」については、棚田振興ワーキングチームが中心となって、「棚田地域振興法をめぐる課題」を取りまとめ、中山間地域等直接支払制度の棚田加算の活用促進や、移住・二地域居住等のさらなる促進など10項目の課題を、各党に提起し、関係団体をはじめ、超党派で議論を重ねた。立憲民主党の見解が概ね盛り込まれたことから、217回通常国会で本法案に賛成し、衆議院で3項目の委員会決議を行い、参議院で3項目の附帯決議を付して成立した。

山村振興法に向けた論点の提起

「山村振興法の一部を改正する法律案」については、森林・林業・山村振興WTが中心となって「山村振興法改正に向けた論点」を取りまとめ、山村における森林整備予算の拡充や、鳥獣被害対策など12項目の論点を各党に提起し、超党派で議論を重ねた。立憲民主党の見解が概ね盛り込まれたことから、217回通常国会で本法案に賛成し、成立した。

タネ(種子)を守る2法案の提出

2018年4月1日に主要農作物種子法が廃止されて以降、立憲民主党は、公的新品種育成促進法

案、ローカルフード法案の2法案をこれまでの国会に提出してきた。217回通常国会においても、超党派で2法案を取りまとめ、衆議院に提出し、継続審議となった。

食料供給困難事態対策法改正案を提出

立憲民主党は、政府が2024年の213回通常国会に提出した「食料供給困難事態対策法案」に反対し、刑事罰(20万円以下の罰金)を行政罰(20万円以下の過料)に修正することを求めてきたが、この修正案を基に改正案「食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案」を取りまとめ、217回通常国会に超党派で衆議院に提出し、継続審議となった。

国有林野事業職員に関する2法案を提出

2008年の国家公務員制度改革基本法12条に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的な措置が必要なことから、2013年以降、法案を提出し続けてきたが、217回通常国会においても、超党派で法案を取りまとめ、衆議院に提出し、継続審議となった。

食糧法改正案の提出

2024年からの主食用米の供給不足、価格高騰に対処するため、政府は、備蓄米を競争入札で売り渡し、その後、随意契約による放出に切り替えたが、その法的根拠が極めて曖昧であった。立憲民主党は、米価高騰時の売渡しだけでなく、暴落時の買入れをセットで法案「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」に盛り込み、217回通常国会で衆議院に提出し、継続審議となった。

14 経済産業

妥当性のあるAI・半導体産業基盤整備を論議

政府は2024年11月、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を策定し、2030年度までの間に10兆円以上の公的支援を行うこととした。さらに同フレームの一環として、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備・量産や研究開発の支援を行う「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を217回通常国会に提出した。

経済産業部門では2025年2月、政府から研究開発の支援を受けているラピダス株式会社が北海道千歳市に建設中の先端半導体の生産工場や民間企業が建設中のデータセンターを視察した。加えて、政府のほか、ラピダス関係者や半導体・AI分野の有識者からヒアリングを行いつつ本法案への対応を協議した。

先端半導体の確保および半導体・AI需要を見据えた産業競争力の強化は国家戦略として重要である一方、機密事項も含まれる先端半導体の開発・生産・販売の全体像や民間資金の調達見込みが不透明な中で、国が税金を原資とした大規模な資金供給を続けることを懸念する意見があった。これらの意見を踏まえ、事業計画を進めつつも公金支援の妥当性を確認していくため、先端半導体の研究・開発から量産化までの期間を中心に3カ月に1回を目途として、事業計画の進捗状況等について国会報告を行う修正を求め、与党と協議を行った。

その結果、事業計画の進捗状況の国会への報告は附帯決議で担保し、現物出資に切り替わる際の資産の適正な評価、政府および民間出資のバランスの考慮等を委員会審議でただしつつ賛成し、本法は成立した。

下請法等改正案の修正を実現

政府は217回通常国会に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」(下請法等改正案)を提出した。立憲民主党は修正案を提案した。本法案は修正議決され可決・成立した。(詳細p.40)

従業員の協力を踏まえた早期事業再生を整備

政府は217回通常国会に「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案」を提出した。本法案は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下、金融機関等である債権者の多数決(議決権の4分の3以上の同意等)および裁判所による決議の認可により、金融債務に限定して事業者の債務の権利関係の調整が行える手続等を整備するものである。

本法案について経済産業部門・財務金融部門・法務部門合同会議で審査を行った。政府は本法案提出の理由を「事業者が早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術及び人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化しておくことが重要」と明示し、本法案作成に向けて議論してきた経済産業省の審議会の報告書では「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要」と指摘されていた。しかし事業価値の毀損、技術および人材の散逸の回避や早期事業再生計画の遂行過程での従業員の協力について、本法案で条文として明確に規定されていなかった。関係団体からは、これまでも他の手続による事業再生で人員整理や労働条件



2025.2.10 ラビダスが建設中の先端半導体生産工場を視察

の引き下げ等が頻発している実態が指摘され、労働者保護の観点で懸念を持つ意見があった。

また信用を毀損せず早期段階で事業再生する際には、従業員の協力を得て手続情報の漏洩防止を維持し協議を進めていくことや、会社更生法や民事再生法といった法的整理に至る前の段階で本法律が過度に開始要件を広げすぎないようにバランスを取ることも重要との意見があった。

立憲民主党はこうした意見を踏まえ修正項目を取りまとめ、政府・与党と協議を行った。その結果、事業価値の毀損や技術および人材の散逸の回避を本法案の目的に明記し、事業者が早期事業再生計画を策定する際は従業員の協力や人材散逸回避の見込みを確認する事項を含める修正を行うことで一致し、本法案は修正議決し可決・成立した。

実効性あるCO₂排出量取引整備に向けて

政府は217回通常国会に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(GX推進法改正案)を提出した。2023年成立のGX推進法に基づき、2050年カーボンニュートラル(CN)実現と経済成長との両立を実現するための成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進める中で、本法案は排出量取引制度の法定化、資源循環強化のための制度の新設、化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、GX分野への財政支援等を規定するものである。

経済産業部門・環境部門・環境エネルギープロジェクトチーム合同で本法案の審査を行い、事業者への排出枠割当てにおける足下の地域の産業基盤や雇用への悪影響に対する配慮、国の2050年CN

やパリ協定での目標との整合性に照らした実効的な制度設計の妥当性などを委員会質疑でただしつつ、附帯決議を付して賛成することとし、本法は成立した。

議員立法をバージョンアップし再提出

立憲民主党は217回通常国会で、2024年の衆議院解散により廃案となった議員立法2法案を衆議院へ再提出した。

一つは「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」(社会保険料・事業者負担軽減法案)で、国民民主党と共同提出した。本法案は、正規労働者を新たに雇用した中小企業に対し、新たに生じる社会保険料事業主負担の一部を長期にわたり支援することで、中小企業の人材確保の向上と労働者の生活の安定・向上を図り、中小企業の活性化や消費の拡大、地域の活性化を目指すものである。

もう一つは昨今の貿易事情を踏まえて一部を見直した「自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案」で、国民民主党および衆議院会派である有志の会と共同提出した。本法案の主な内容は、2050年までの脱炭素社会実現に向け、自動車産業が最近の米国の関税措置など国際的な貿易事情や経済的・社会的環境の変化に対応しつつ基幹産業として日本の経済活動をけん引している役割を踏まえ、自動車産業の脱炭素化の推進に関し基本理念や国の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定め、自動車産業の脱炭素化を総合的かつ一体的に推進し、自動車産業の国際競争力の強化を図るものである。

両法案は衆議院で継続審議となった。

15 環境・エネルギー（原子力）

パリ協定が世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて1.5℃に抑える長期目標を掲げているにもかかわらず、2024年の世界の平均気温は単年とはいえ約1.55℃上昇した。加えて、1日あたり約100種の生物が絶滅しているとも指摘されている。気候変動、生物多様性の喪失、大気・水循環の乱れは深刻な危機に直面しており、地球のシステム全体の安定を脅かしている。

環境部門および環境エネルギープロジェクトチームでは、2024年末に開催された気候変動、生物多様性、プラスチック汚染に関する各国際交渉の結果を確認したうえで、市民団体等から政策提言を聴取し、政策議論を深めた。

1.5度目標に適合する気候変動政策を

パリ協定の2035年の温室効果ガス削減目標（NDC）について、経済団体や市民団体、有識者からヒアリングを行い、議員間協議を重ねた。政府は2025年2月、十分な国民的議論や国会審議がないまま、「2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減」とする日本のNDCを、パブリックコメント結果の公表とほぼ同じタイミングで拙速に閣議決定を行った。国際社会が求める1.5℃目標に整合的、かつIPCCが示した必要な削減経路は世界全体で「2019年比60%削減（2013年度比で66%に相当）」である。世界各地で深刻な気象災害が顕在化する中、将来世代への責任を果たすためにも、現時点で取り得る施策を最大限実施すべきであるとの考えから、立憲民主党は同月に、「日本は2013年度比66%以上の削減目標を設定すべき」との談話を発表した。

また、脱炭素とレジリエンスの同時実現を目指す

自治体の取り組みについてヒアリングを行い、再エネ・省エネの促進が環境負荷を低減し、地域経済の活性化や災害対策に資することが確認できた。これらの知見を踏まえ、「分散型エネルギー利用の促進に関する法律案」および「国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案」や、高いポテンシャルがありながらも法整備が遅れている再生可能エネルギー熱を利用促進する「再生可能エネルギー熱の利用の促進に関する新法」（仮称）について党内手続である議員立法登録を完了した。

野生動物との共生、環境保全と開発

2025年、217回通常国会には政府が鳥獣保護管理法改正案と環境アセス法改正案を提出した。

鳥獣保護管理法改正案は、クマ等が人の日常生活圏に侵入することによる被害を防ぐため、明確な条件の下で市街地等における緊急銃猟を可能とするもので、その点に関しては必要な改正であるが、ハンターの育成強化やクマ等を日常生活圏に出没させないための環境整備等の課題も依然として残されている。また、緊急銃猟の対象となる鳥獣を「危険鳥獣」と表現しているが、これは人の日常生活圏に出没した個体だけでなく、対象鳥獣のすべてが危険な動物であるとの印象を与えかねないため、「緊急対処鳥獣」に改める修正案を提出した。

さらに、「鳥獣」は、英語では「wild life」と表現されることから、けもの表現する「鳥獣」から「野生動物」への用語変更についても修正を提案した。修正は実現しなかったが、不十分な点について委員会質疑および附帯決議等で担保したうえで、本法案に賛成し、可決・成立した。



2024.12.11 水俣病被害者団体と政府から、救済に向けた課題と状況を聴取



2025.6.1 五島列島の洋上風力発電を視察

環境アセス法改正案は、建替等の場合における手続の一部省略と手続に係る書類の継続公開を行うものである。立憲民主党は、改正内容におおむね賛成であるものの、審議において、神宮外苑再開発で提起された環境アセス制度の課題や、事業実施後の環境影響への対応不足等の多くの課題を指摘した。また、「戦略的環境影響評価」について、前回改正時の附帯決議にも記載があるにもかかわらず導入に向けた検討が進んでいないことから、その検討・措置等について修正案を提出した。修正には至らなかったが、立憲民主党の主張が委員会質疑および附帯決議等で担保されたことから、本法案に賛成し、可決・成立した。

水俣病・PFAS汚染対策等公害救済に向けて

水俣病被害者団体との意見交換を、党として、また「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」（超党派議連）を通じて行った。2024年のマイク切り問題以降の政府対応は十分ではなく、いまだに被害者として認められず、十分な救済に至っていない。政治による解決に向け、衆議院環境委員会における委員会決議の成立を目指したが、与党の協力は得られなかった。また、政府が進める水俣病特措法に基づく健康調査が当事者の声を反映していないことから、健康調査の見直しを求める緊急提言を2025年4月24日に行った。

また、超党派議連が主軸となって「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案」を2025年6月19日に立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ、れいわ新選組、日本共産党、有志の会、参政党の6会派共同で衆議院に提出した。

2024年7月の現地視察から、PFAS問題に主体的に対応する省庁の不存在、予防原則が適用されていない点などを整理し、9月25日に「国の主導による抜本的なPFAS汚染対策を求める要請」を行い、さらに議員立法「飲料水の安全確保法案（仮称）」の準備を進めることで、生命に関わる水の問題としてPFAS問題の解決に向けて取り組みを前進させた。これらの取り組みや、これまでの国会質疑、党内議論に応えるように、政府は2025年6月末、PFOSとPFOAの2物質について、水道水の水質基準への格上げ等の省令改正を行った。

一方で健康への影響については、高濃度の値が検出された地域の住民が健康不安を訴えても、血液検査等が実施されない現状が依然として続いている。2025年2月には「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の研究者からのヒアリングを実施し、さらなる科学的知見の蓄積と調査の継続・拡大が必要であることを確認した。

さらに、アスベスト問題については、厚生労働部門と連携し、隙間のない救済を実現するための議員立法の検討を進めた。また、大気汚染による公害健康被害対策について、当事者および支援者から医療費助成等の課題を聴取した。

原子力防災および福島復興再生

2024年8月に発生した、南海トラフ地震との関連が指摘される宮城県日向灘を震源とする地震を受け、発災当時の原子力発電所の稼働状況等について政府からヒアリングを行った。また、福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた政府の議論の進展を受け、東日本大震災復興本部および復興部門と合同で政府からヒアリングを行った。

16 国土交通

217回通常国会において、国土交通部門は、公共インフラの安全確保、輸送・物流政策の健全化、地域の課題解決に向け、政府提出法案等への対応、議員立法の提出、様々な不祥事対応、老朽化インフラ対策などに幅広く取り組んだ。

また、沖縄・北方対策では、予算や政策についてヒアリングを実施し、今後の政策立案につなげていくことを確認した。

政府提出法案等への対応

国民の安全と現場重視の法改正に附帯決議と修正で実効性確保

217回通常国会において、国土交通部門は、関係団体の意見も丁寧に聴取しつつ、政府提出法案等に対して慎重な審査を行い、以下のように対応した。

まず、「道路法等の一部を改正する法律案」、「港湾法等の一部を改正する法律案」、「船員法等の一部を改正する法律案」、「航空法等の一部を改正する法律案」については、制度改正の必要性や実務への影響を精査した上でいずれも附帯決議を付した上で賛成し、4法案はすべて可決・成立した。

また、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」については、マンションの共有部分の損害賠償請求について、政府案と実務的対応だけでは解決できない問題の検討を政府に義務付ける修正案を提出し、与党の賛同も取り付け、附帯決議を付した上で賛成した。その結果、本法案は修正議決の上、可決・成立した。

日本空港ビルデングの子会社が、元自民党議員の長男が経営する企業に対し不透明な業務委託

を行っていた事案が発覚した。航空法等改正案の審議の際、国土交通省に説明責任を強く求め、再発防止策の徹底と業界のガバナンス強化を厳しく指摘した。

引き続き、国民の安全と安心、現場の実情に即した制度設計を重視し、実効性ある立法・行政監視を推進していく。

議員立法の提出と審議

安全・安心と現場重視の法改正

217回通常国会では、議員立法として、「半島振興法の一部を改正する法律案」、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」および「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案」を超党派で提出し、3法案は可決・成立した。

半島振興法の改正にあたっては、党として提案した良好な景観の保全、防災対策の推進、医療・介護の支援強化、地域公共交通の支援、再生可能エネルギーの推進などが盛り込まれ、地域の声を反映した内容となった。現場の実態や地域の課題を踏まえた制度改善が確実に進むよう、引き続き取り組んでいく。

貨物自動車運送関連2法案は、ドライバー不足と物流の持続可能性に対応するため、許可更新制の導入や適正原価の設定、処遇改善の義務化、多重委託の是正、無許可営業の規制強化などを盛り込んだ。国主導で体制整備を進める枠組みも新たに設けられた。

また「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案」については、策定に先立ち、国土交通部門として現地調査を実施した。成田

市長や影響地域の住民からの聞き取りを通じて、現行法に明記されていないことが対応の障壁となっている実情を確認し、必要な措置を法律上に明記する意義を訴えた。立憲民主党は同法案を2025年6月に衆議院へ提出したが、現在は継続審議となっている。今後も、立憲民主党は関係自治体や住民の声を踏まえた丁寧な議論を継続する。

日本郵便における点呼業務不備事案への対応

217回通常国会では、日本郵便における点呼業務不備事案の発生を受け、同社のほか、総務省および国土交通省からヒアリングを実施した。点呼業務という基本的な安全管理の不履行を重く受け止め、国土交通省が日本郵便に対して一般貨物自動車運送事業の許可を取り消す方針を通知するに至った経緯を確認し、今後、制度運用や監督行政の在り方について議論を行っていく。

公共インフラ老朽化・国土強靱化対策の推進

2025年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損による大規模な道路陥没事故を受け、立憲民主党は道路陥没事故対策ワーキングチームを設置し取り組みを進めたが、その後体制を強化し公共インフラ老朽化・国土強靱化対策検討プロジェクトチームに改組し、地方自治体が抱えるインフラ管理の困難や、全国的に進行するインフラ老朽化への抜本的対策を求める政策検討を進めた。PTでは関係団体や有識者からのヒアリングを重ねた。更新ルールの明確化や人口減少時代を見据えた必要性や代替案の検証などについても、より積

極的に推進すべきであり、単純更新ではなく廃止や縮小・代替措置など多様な方策の検討、特に上下水道について、インフラの予防保全型管理の導入、共同溝での更新や更新の際の最適な材質の選択、下水道から合併浄化槽等への転換の検討、地方自治体で深刻さを増している技術系人材の継続的確保、自治体への財政支援の強化、適正な料金徴収、脱炭素化の推進などを盛り込んだ「要請書」を取りまとめ、6月に総務大臣および国土交通副大臣に対して手交を行った。

離島政策の推進

離島政策については、党の島政策プロジェクトチームが2024年6月に「立憲民主党の島政策(中間報告)」を取りまとめ、①国土の連続性の確保(離島航路・離島航空路の低料金化)、②物価格差の是正、③生業・生活の利便性向上、④医療体制の確保、⑤教育環境の確保という5つの柱を提示し、2025年6月には関連する「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(国境離島みんながJR運賃並法案)を衆議院に再提出した。

このように217回通常国会では、国民生活に直結するインフラ・交通政策の課題に対して、現場の声を踏まえた立法・政策提言を行うとともに、行政の説明責任や制度の実効性確保にも取り組んだ。今後も、安心・安全で持続可能な社会を支える政策の実現に向けて、国土交通部門として全力を尽くす。

17 予算・決算・行政監視

憲政史上初の補正予算修正を実現

2024年1月に発災した能登半島地震とその後の豪雨は、能登地域の暮らしと生業に壊滅的な被害をもたらしたが、政府は予備費の支出を繰り返すばかりで、被災地では先の見通しが立たず、希望が失われていた。また、原材料価格の高騰や円安の進行により、依然として物価が上昇を続ける中で、わが国の雇用の約7割を占める中小企業では賃上げが十分に進んでおらず、所得が低いほど物価高による負担増の影響が大きくなるという傾向が顕著となっていた。

こうした状況を受けて、立憲民主党は11月7日、「能登復興・物価高克服のための緊急総合対策」（総額7.4兆円規模）を策定・公表した。本対策は、「被災者生活再建支援金」の実質倍増、公費解体の対象拡大などの能登復興支援策に加えて、消費税の実質的な還付による「物価高手当」の給付、社会保険の「130万円のガケ」で手取りが減らないように給付で埋める「就労促進支援給付」、コメの値上がりを受けて価格転嫁が困難となっている小売業者・飲食店等への支援、「中小企業等 電気・ガス補助金」の直接給付など、家計・事業者への直接的・集中的支援で賃金・所得の底上げを図るものとなっており、年度内、当面5カ月間を対象として、緊急の総合対策を提言するものであった。

政府は11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、同対策に基づき、216回臨時国会に2024（令和6）年度補正予算を提出した。しかし、その内容は、能登復興支援について被災地が求める対策の多くがこぼれ落ちていたほか、財政法第29条が求める緊要性の要件を欠く支出が多数見受けられ、約

13.9兆円と過大な規模となっていることなど、数多くの問題点が存在していた。

こうした認識の下、立憲民主党は12月11日、①一般会計予備費残高のうち1000億円の使途を能登地域の復旧・復興に限定すること、②今回の補正予算による基金への支出のうち、積み過ぎと考えられる支出（約1.36兆円）を削減することを内容とする補正予算の修正案を提出した。同修正案は衆議院予算委員会において政府案と並行審議されることになった。結果として、与党は①の修正を受け入れ、この部分のみを与党の修正案として提出した。立憲民主党は、同修正案に賛成するとともに、補正予算自体については数多くの課題が残されていることから反対したが、与党等の賛成により、2024年度補正予算は修正の上、成立した。予算の修正自体28年ぶりであったが、補正予算の修正は憲政史上初の出来事であり、「熟議と公開」を旨とした新たな国会の実現に向けて、歴史的な一歩が刻まれることとなった。

「本気の歳出改革」の成果で当初予算修正を迫る

政府は2024年12月27日、2025（令和7）年度当初予算を閣議決定した。一般会計総額は過去最高の115.5兆円に上ったものの、依然として続く物価高に苦しむ家計を支えるための予算は十分に確保されていなかった。

こうした状況に鑑み、立憲民主党は2025年2月14日、国民の負担を減らし、収入を増やす「家計が第一」の予算修正案（総額3.8兆円規模）を策定・公表した。本修正案は、党内に設置した「本気の歳出改革」作業チームにおける検討を踏まえ、衆議院予算委員会の「省庁別審査」で明らかにした、



2024.12.12 立憲民主党の2024年度補正予算修正案を衆議院予算委員会で並行審議



2025.2.14 2025年度当初予算修正に向けて与党との実務者協議に臨む

「積み過ぎ」基金などの「ムダな予算」を削減し、その予算をガソリン・軽油の暫定税率廃止や高校無償化の拡充、学校給食無償化、エッセンシャルワーカーの処遇改善、高額療養費の自己負担限度額引き上げの凍結等の生活応援策に振り向けるものであった。(詳細p.33)立憲民主党は、本修正案の内容を予算に反映させるため、与党と3回にわたり協議を実施するとともに、2月28日には衆議院予算委員会に同修正案を提出し、政府案等との並行審議の中で実現を迫ったが、与党はこれを一切受け入れず、本修正案は否決された。

こうした状況を踏まえて、立憲民主党は2025年度当初予算に反対したが、与党は日本維新の会との間で高校無償化や学校給食無償化等を内容とする予算修正で合意し、同修正を反映の上、衆議院で予算を可決させた。

審議の舞台が参議院に移ってからわずか数日後の3月7日、政府は、高額療養費の自己負担限度額引き上げを見送る方針を表明した。これは患者団体等の切実な要望を受けて、立憲民主党が修正案で実現を求めてきたものであり、「熟議の国会」の成果であった。その結果、2025年度当初予算は、参議院において再修正されることになり、異例づくめの展開の後、年度末の3月31日に成立することとなった。衆参両院で修正された予算の成立は、現行憲法下で初めての出来事であった。

2023年度予備費の濫用・乱発を喝破

217回通常国会では2023(令和5)年度予備費等4件が審議された。このうち、一般予備費等については、2024年1月発災の「令和6年能登半島地震」への対応に係る支出が主たる内容であり、個

別の具体的な施策については必要なものも認められたが、発災直後の支出はともかくとしても、本来であれば速やかに補正予算を編成して対応するのが筋であり、予備費の濫用・乱発による対応は財政民主主義の観点から容認し難いものであった。

こうした理由から、立憲民主党は予備費3件に反対した。なお、特別会計経費増額総調書等1件については、いわゆる「弾力条項」に基づき、地方譲与税譲与金の増額等を行う自動的な措置であることから賛成とした。いずれも5月28日、与党等の賛成により承諾された。

2023年度決算等に反対、内閣に対して警告

参議院では216回臨時国会、217回通常国会で2023(令和5)年度決算等が審議された。2023年度決算については、翌年度への繰越額が11.1兆円、不用額が6.9兆円と異常な規模になっていること、会計検査院が不適切な支出として指摘した事項が345件、額にして648億円余りに及んでいることなどを踏まえると、依然として正常な予算執行とは言えない状況にあった。

その他にも、予算・決算審議において様々な問題点が明らかにされてきたことを踏まえ、立憲民主党は2023年度決算並びに国有財産増減等計算書に反対した上で、内閣に対する警告決議、措置要求決議、会計検査院への検査要請を取りまとめ、賛成した。なお、国有財産無償貸付状況総計算書は、住民生活に資する国有財産を地方公共団体等は無償で貸し付けるものであることから賛成とした。措置要求決議、検査要請は6月9日の決算委員会で決議・要請され、その他は6月11日の本会議で是認・警告された。

18 ジェンダー・共生・孤独孤立

2024年9月に発足した野田「次の内閣」において、ジェンダー・共生・孤独孤立部門が新たに設置された。ジェンダー・共生・孤独孤立部門では、日本を本格的なジェンダー平等社会とすることを目指し、関連部門とも連携して法律の施行状況に関するヒアリングや視察を行った。

困難女性への実効性ある支援を求める

2023年に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)について、施行から1年が経過したことに伴い、同法の運用状況について関係省庁および当事者支援などに携わる関係団体からヒアリングを行った。ヒアリングは①若年女性の性暴力・性搾取被害者、②地方、ドメスティック・バイオレンス(DV)、シニアの2回に分けて行い、当事者の属性に応じた課題の把握に努めるとともに、法律の運用にあたってはより実効性のある支援が実施されるよう、関係省庁に対して要請した。

男女共同参画機構設置法などへの対応

217回通常国会に政府が提出し、成立した「独立行政法人男女共同参画機構法」「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に関し、同法の施行に伴い男女共同参画機構へ改組され、施設の一部が廃止されることとなる国立女性教育会館(埼玉県嵐山町)を内閣部門との共同で視察した。従来の調査研究機能に加え、全国の男女共同参画センターへの助言や支援、研修プログラムの提供など、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての機能が確保されることを確認した。

19 障がい・難病

手話に関する施策を推進する議員立法に賛成

217回通常国会で、超党派の「障害児の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」がまとめた「手話に関する施策の推進に関する法律案」が参議院内閣委員長から提出された。立憲民主党が提出し成立を目指してきた「手話言語法案」との違いは、手話が「言語」として位置付けられていないことにあった。そのため、立憲民主党は、法案名に「手話言語」と明記する等の修正を議連に要求するとともに、当事者団体からヒアリングを行った。当事者は、手話の環境整備や手話通訳士の処遇保障、2025年11月に東京で開催されるデフリンピックに向けて早期の法整備を望んでいた。立憲民主党は、議連に要求した「法律の施行状況等を勘案した見直し」について、「施行後おおむね5年を目途として検討を加え必要な措置を講じる」旨が附則に入ったことを踏まえ、議連案に賛成し、全会一致で可決・成立した。

旧優生保護法による被害者の救済に向けて

2024年7月3日の最高裁判決において、旧優生保護法の規定は憲法違反であるとして国の損害賠償責任が認められた。超党派の「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」で損害の迅速な賠償を図るための検討が進められ、214回臨時国会において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案」が衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長から提出され、全会一致で可決・成立した。併せて、衆参本会議において、被害者への謝罪と差別偏見の根絶を盛り込んだ国会決議を採択した。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

責任ある政治を目指して

1 「本気の歳出改革」

政権を担い得る責任政党として

2024年10月に行われた第50回衆議院議員総選挙の結果、与党が衆議院において過半数を失うという日本政治史上異例の事態が生じる中で、立憲民主党が提案する予算の修正が実現する可能性は大きく高まりつつあった。一方で、わが国の厳しい財政状況に鑑みれば、政権を担い得る責任政党として、無責任に減税や歳出増だけを主張することは許されない。こうした基本認識の下、立憲民主党は、政策実現に向けて財源を捻出するため、党内に「本気の歳出改革」作業チームを発足させた。作業チームは1期生をはじめとする総勢70人規模の国会議員からなっており、委員会ごとにグループ分けをして、各委員会所管の予算・事業について徹底的に精査を行った。

衆議院予算委員会初の試み「省庁別審査」

このような状況下にあって、国会でも改革が進み、217回通常国会の2025年度当初予算審議においては、衆議院予算委員会に新たに「省庁別審査」が設けられた。これは、全省庁を6グループに分け、全3日間、合計21時間かけて、政府の予算を詳細に検証する場であった。立憲民主党は、「本気の歳出改革」作業チームにおける検討を踏まえて、予算修正の財源となる「ムダな予算」の洗い出しに向け、「次の内閣」でネクスト大臣を務める議員が質疑に立つなど、この省庁別審査に総力を挙げて臨んだ。

この審議の中では、概算要求段階において5000億円とされていた一般予備費が明確な根拠なく1兆円に倍増されていること、防衛装備移転円滑化基金について、残高が800億円もある上

に、契約に至った額は1億円のみであるにもかかわらず、新たに400億円が上積みされていること、コロナワクチン生産体制等緊急整備基金に1年間に必要な額である705億円をはるかに上回る1800億円が投入されていること、グローバル・スタートアップ・キャンパス基金について、残高は636億円に上っているが、基金創設から2年以上経過しても2400万円しか支出されていないこと、基礎年金給付費について、過去の水準を踏まえると、2025年度は7000億円の不用が見込まれること、政府自らが設定した「3年ルール」(基金に計上する予算は費用の3年分とするルール)を逸脱して積み過ぎている基金が約7.8兆円も存在していることなどを明らかにした。

3.8兆円の予算修正案の財源を確保

この「本気の歳出改革」作業チームと省庁別審査の取り組みにより、立憲民主党が策定した3.8兆円規模の予算修正案は、一切赤字国債を発行することなく、すべて歳出改革によって財源を確保した。結果として、この修正案は与党に受け入れられず、否決されることになったが、与党が日本維新の会と合意の上で提出・成立させた修正案には、そのままの形ではないものの、高校無償化や学校給食無償化など、立憲民主党が修正案で求めている内容が盛り込まれたほか、その財源についても、一般予備費の減額、コロナワクチン生産体制等緊急整備基金の返納など、立憲民主党の「本気の歳出改革」の成果が反映されることとなった。

立憲民主党は、ポピュリズム的な政治とは一線を画し、引き続き、責任ある政策実現に全力を挙げていく。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

政治の信頼回復

2

政治資金規正法等改正案・公職選挙法改正案

政策活動費廃止法案を野党7党で提出

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件に端を発し、政党から議員に対して使途公開を伴わず「渡し切り」で支給され、政党の「裏金」と指摘された、政策活動費が問題となった。

2024年10月の衆議院総選挙の結果、衆議院では与党が過半数割れし、野党が結束すれば議員立法が成立しうる政治環境の下、わが党は野党間の議論をリードし、12月4日に立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の7党は共同で、政策活動費を全面廃止する「政策活動費廃止法案」を衆議院に提出した。

衆議院政治改革に関する特別委員会の審議では、自民党は当初、「公開方法工夫支出」と呼ばれる非公開制度の新設を主張していたが、野党の強い反発を受けて撤回し、野党案を受け入れた。立憲民主党は賛成し、同法案は可決・成立した。

企業・団体献金禁止の実現に向けて全力

企業・団体献金は、金権腐敗政治や利権・癒着政治の温床ともいわれ、政治・政策決定が歪められるおそれ大きいことから、「平成の政治改革」からの30年の宿題とされてきた。先に成立した政策活動費廃止法と同様に、野党が結束すれば企業・団体献金の禁止も実現できることを踏まえ、217回通常国会においては、立憲民主党は各党に協議を呼びかけ、新たな野党共同案をまとめるに至った。立憲民主党は2025年3月19日、日本維新の会、参政党、社会民主党、衆議院会派の有志の会との野党5党派共同で、企業・団体献金を禁止、パーティー券の購入も規制対象とする「企業・団体献金禁止法

案」を衆議院に提出した。衆議院政治改革に関する特別委員会においては、自民党提出の「公開強化法案」「構成員意思尊重法案」と、野党5党派提出の「企業・団体献金禁止法案」が審議された。

自民党と野党との主張には大きな隔たりがあり、いずれの案も過半数を確保できないなかで、野党5党派は企業・団体献金の「公開・規制」を主張している公明党、国民民主党に法案提出を促し、歩み寄りの姿勢を見せたが、両党は法案を提出しなかった。審議の結果、216回臨時国会の衆議院政治改革に関する特別委員会の申合せ事項であった「企業・団体献金禁止法案については、令和6年度末までに結論を得る」は実現せず、自民党案、野党5党派案は採決されることなく、継続審議となった。

公平・公正な選挙の実現

2024年4月の衆議院東京15区補欠選挙、7月の東京都知事選、11月の兵庫県知事選などで、公職選挙法が従来想定していなかった複数の問題が顕在化し、与野党7党の責任者で構成する「選挙運動に関する各党協議会」で対応を協議した。これを受けて2025年2月20日、立憲民主党は自由民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、参政党、日本保守党とともに選挙ポスターに品位を損なう内容の記載を禁止するための公職選挙法改正案を衆議院に提出した。公職選挙法改正案の附則には、当選意思のない候補者が他の候補者の選挙運動を行う「2馬力」問題への対応や、SNS上で選挙に関する偽・誤情報などが拡散している状況に対応するための施策の在り方を検討し、必要な措置を講じることが盛り込まれた。立憲民主党は賛成し、同法案は可決・成立した。

厚生年金等底上げのための法案修正実現

3 年金改革法案

「年金3割カット」を放置する与党

政府は2024年7月、5年に1度行われる年金の財政検証の結果を公表した。「過去30年投影ケース」では、基礎年金の調整が終了する2057年に所得代替率が約3割減少するとの結果が示された。この状況を放置すれば、多くの現役世代と若者が老後に貧困に陥ることが危惧される。この財政検証を受けて行われる年金制度の法改正の焦点は、厚生年金等の底上げであった。

法改正について検討する厚生労働省の社会保障審議会年金部会の「議論の整理」では、底上げのために、今後の経済が好調に推移しない場合に発動されうる備えとして、所得代替率減少の要因となっているマクロ経済スライドを早期に終了させることについて「さらに検討を深めるべきである」とされ、厚労省は自民党に当該措置を含めた案を示した。これに対して自民党は、法改正の直後に行われる参議院選挙で、当該措置のデメリットを指摘されたり、誤った理解が広まったりして、自らが不利になることを懸念して、底上げを含めて法案の扱いについて結論を出せず、政府は提出の期限を過ぎても法案を提出できなかった。

立憲民主党は政府・与党に対して法案提出を粘り強く要求し、政府は提出期限から2カ月遅れでようやく「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を217回通常国会に提出した。しかし、肝心の底上げ措置が取り除かれ、政府案の内容は被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度や遺族年金の見直し等のみで、「あんこのないあんパン」と言わざるを得なかった。

立憲民主党が法案の修正を強く要求

政府・与党の対応は将来への責任を放棄するものであった。立憲民主党はこの国会での法改正の機会を逃すと永遠に厚生年金等の底上げは実現できないとの危機意識のもと、底上げのための措置を盛り込む修正案を取りまとめた。修正案の内容は、①次期財政検証において将来の老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる、②①の措置によって一部の高齢者の年金受給額が一時的に減ることについて、その影響を緩和するための措置を講ずることである。

立憲民主党は与党に対して、この修正を強く要求し、与党の合意を得た。

「年金3割カット防止」の修正を実現

立憲民主党は、与党と修正に合意したため、政府案に賛成した。政府案は衆議院で修正された上で、可決・成立した。修正内容を実行すれば、基礎年金のマクロ経済スライドが早期に終了し、それ以降は、物価が上がれば同じだけ年金が増える本来の年金に戻る。その結果、若い世代ほど、生涯でもらえる厚生年金等の合計額が増え、改正前に比べて数十万円から数百万円単位で増えることになる。

一方で、政府の法案提出が遅れたことにより、十分な協議ができず、年金制度に関する様々な課題が残ることになった。そのため野田代表は、修正に合意した党首会談で石破首相等に対して、今回の改革は一里塚でさらなる改革が必要であるため、年金に関する協議の場の設置を要請した。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

個人の尊重と男女の対等な関係の構築を

4 選択的夫婦別姓法案

選択的夫婦別姓実現本部を立ち上げ

現行の民法では、夫婦同姓が義務付けられており、改姓による不利益や、アイデンティティの喪失といった問題が指摘されてきた。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を提言したが、国会での議論は全く進んでいなかった。また、最高裁は2015年と2021年、夫婦同姓規定に合憲判断を示したが、夫婦別姓制度を採用するかどうかは立法府の裁量であり、夫婦の姓の在り方は国会で論じられ判断されるべき、とした。

そこで、立憲民主党は選択的夫婦別姓を早期に実現すべく、2025年2月に選択的夫婦別姓実現本部を立ち上げた。そして、当事者団体、弁護士団体、経済団体、選択的夫婦別姓訴訟弁護団、税理士団体、憲法学者、民法学者、関係省庁などから精力的にヒアリングを重ねた。

選択的夫婦別姓法案を提出

立憲民主党は、「民法の一部を改正する法律案」（選択的夫婦別姓法案）を217回通常国会に提出した。本法案は、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、夫婦の氏を統一するか各自婚姻前の氏を使用するか選択できるようにするものである。

2022年に野党4党と共同で提出して廃案となった選択的夫婦別姓法案では、子の氏を決めるタイミングを子の出生時ごととしており、兄弟姉妹間の氏が異なる可能性も認めるものであった。これは、子を持たない夫婦への配慮や、夫婦双方の氏を後世に残したい人等へのニーズに応えるためである。一方、本法案では法制審議会答申案に合わせて婚姻時に決めることとし、兄弟姉妹間の氏

は統一される。また、施行期日について、2022年に提出した選択的夫婦別姓法案や法制審議会答申案では1年以内であったが、関係省庁からのヒアリングを通して、システム改修等には3年程度かかるということが明らかとなり、より現実的な法案とするため、本法案では施行期日を3年以内とした。なお、戸籍については、現行通りに夫婦および子を単位として編成した上で、現在は名のみが記載されているところに各自の氏も記載する法制審議会答申案の記載方法を想定している。

衆議院法務委員会審議入りも、採決には至らず

立憲民主党が選択的夫婦別姓法案を提出したのに続いて、日本維新の会は、夫婦同姓の原則を維持した上で、戸籍法を改正して旧姓の通称使用を法制化する「婚姻前の氏の通称使用に関する法律案」、国民民主党は、選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案」を提出し、立憲案も含めた3案が同時に217回通常国会の衆議院法務委員会で審議入りをした。国民案は、立憲案と酷似しているが、立憲案が父母の婚姻時に「子が称する氏」として父又は母の氏を定めるのに対し、国民案は父母の婚姻時に定めた「戸籍筆頭者」の氏が子の氏になる点などで微妙に異なる。

28年ぶりに選択的夫婦別姓法案が審議入りしたが、会期内に結論を得ることができず、継続審議となった。立憲民主党は、一刻も早い選択的夫婦別姓制度の実現を目指して、これからも活動を続けていく。

不合理な税負担に終止符を

5 ガソリン暫定税率廃止法案

ガソリン暫定税率廃止を党議決定

立憲民主党は従来、ガソリン価格の高騰に対しては「トリガー条項」の発動で対応することを主張してきたが、物価高が長期化し、国民生活を圧迫している現状に鑑み、2024年12月13日に取りまとめた「2025(令和7)年度税制改正に関する主要提言」の中で、ガソリン暫定税率(当分の間税率)の廃止を打ち出した。時期を同じくして、自民党・公明党・国民民主党の3党は、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する」と明記された合意文書を交わしたものの、廃止の時期は明言されないままであった。以降、立憲民主党は、ガソリン暫定税率廃止を党の重点政策として位置付け、その実現に向け、様々な取り組みを積極的に展開した。

修正案や議員立法の提出で実現を図る

立憲民主党は、217回通常国会において、政府4演説に対する代表質問で野田代表が石破首相に対してガソリン暫定税率の廃止を迫ったのを皮切りに、政府提出の2025年度当初予算並びに税法に対して、ガソリン暫定税率廃止を含む修正案を提出するなどして、その実現を図った。特に、税法の修正案については、立憲民主党単独で提出していたものを取り下げ、ガソリン暫定税率廃止に特化した修正案を国民民主党と共同提出するなど、攻勢を強めたが、廃止に合意しているはずの与党から強い反発を受け、成立には至らなかった。4月18日には、立憲民主党単独で「ガソリン税暫定税率廃止法案」を衆議院に提出し、他の野党に賛同を呼び掛けた。

野党7党共同で法案を提出、廃止実現に全力

その後、野党側の意見を集約し、6月11日には、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の野党7党で「ガソリン暫定税率廃止法案」を衆議院に共同提出するに至った。しかし、与党が審議入りに難色を示したため、立憲民主党をはじめとする野党は財務金融委員長解任決議案を提出し、これを野党多数で可決した。衆議院における常任委員長の解任は現行憲法下で初の出来事であった。その後、立憲民主党から後任の委員長を選出した上で、財務金融委員会での審議入りを実現した。委員会審議では、与党からの執拗な批判に対して真摯に答弁を行い、6月20日、委員会および本会議で、野党多数を以て法案を可決し、参議院に送付した。

参議院においては、依然として与党が多数派であり、事実上の会期末を迎えていたことから、審議入りの見通しは立っていなかったが、同日20日夕刻、突如として本会議における趣旨説明質疑が行われることになった。そして、翌21日には、異例の土曜国会で、財政金融委員会における審議が行われた。委員会は、予定された質疑が終了した後、休憩に入ったが、その後、委員長により再開と同時に散会が宣言された。これは与党による採決拒否であり、立憲民主党をはじめとする野党は、この状況を打開すべく、財政金融委員長解任決議案を提出するなどして徹底抗戦したが、同決議案は審議されることなく、217回通常国会は閉会となり、「ガソリン暫定税率廃止法案」は廃案となった。

立憲民主党は、「暫定」と称しながら50年以上続いてきた不合理な税負担の解消に向けて、引き続き全力で取り組んでいく。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

中途半端な改正案を大幅修正

6 給特法改正案

教職員の厳しい労働環境

1971年に制定された給特法により、教職員の「残業代」は当時の時間外勤務8時間に相当する教職調整額4%のみで、時間外勤務に従事しても自主的・自発的勤務とされ、「定額働かせ放題」とも言われる状況が生まれた。

OECD国際教員指導環境調査(TALIS)では、中学教員の一週間の仕事時間の平均は56時間で、日本は参加国中最長となっている。また、文部科学省の調査では残業が、月80時間超の教諭の割合は、小学校で14.2%、中学校で36.6%と高く、持ち帰り残業については増加が認められ、教員の長時間労働が常態化している。この劣悪な労働環境は、教員自身の労働問題であるだけでなく、子どもたちの教育にも悪影響を及ぼしている。

給特法改正案の内容と評価

政府が217回通常国会に提出した給特法改正案は、①教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的引き上げ、②教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、公立学校が講ずる学校運営の改善を図るための措置への計画適合を義務付ける等の内容であった。

教職調整額の引き上げは明記されたものの、時間外在校等時間の削減目標や削減のための工程表の策定等、労働環境改善のための具体的措置は明記されておらず、「給料が上がったから勤務時間が長いのは仕方がない」となることが懸念された。

子どもたちの最善の利益の保障(ゆたかな学びの保障等)や教職員の働き方改革推進のためには、教職員の業務削減や定数改善が不可欠であるが、改正案にはこれらが全く含まれていなかった。

修正案の提示・交渉・合意

文部科学部門では、関係団体および有識者と意見交換を行い、公立学校の教職員の業務の厳格化や、総授業時数の削減などによる業務削減等、働き方改革を具体的に進めるための修正案を提示すべきとの結論に至った。

修正案については、広く合意を得られるよう、2024年末の文部科学・財務大臣合意の内容を中心に策定することとなった。具体的には、①今後5年間に平均の時間外在校等時間を約3割削減し、月30時間程度に削減することを目標とする、そのための工程表の策定、②業務量削減のため、a.年間の総授業時数の削減、b.教職員定数の標準の改定、c.教育職員以外の学校教育活動を支援する人材の増員、d.部活動の地域移行を円滑に進めるための財政的な援助等について、政府が具体的に検討して法制上の措置等を講ずること、③中学校の35人学級の実現について明記、④教員の勤務条件改善のための勤務実態調査の実施等について修正を求めることとした。

与野党各党と協議を重ね、修正提案が概ね了解されたことから、給特法改正案については、修正の上、賛成することとなり、法案は可決・成立した。

なお、立憲民主党主導で時間外在校等時間の虚偽記録の防止の徹底、教育課程の編成の在り方、教員の担当授業時数の軽減、公務災害事案の速やかな調査と再発防止、学校における働き方改革推進のための国の広報発信、主務教諭配置に伴って教諭の給与引き下げを行わないよう周知徹底、幼稚園教員の処遇改善についてのフォローアップ、教育職員の安定的な確保等について附帯決議を付した。

当事者の命と暮らしを守る

7 高額療養費自己負担 引上げ凍結法案

当事者とともに訴える

政府は2024年末、当事者の意見を聴かず、短期間の審議で高額療養費制度の自己負担を2025年8月から引き上げると決定した。引き上げは、長期の治療を続けるがんや難病等の患者、その家族への影響が甚大で、治療の中断に追い込まれたり、生活できなくなったりすることが危惧された。

立憲民主党は当事者の方々の声を聴き、政府に引き上げの凍結を強く求めた。立憲民主党は当初予算の修正案で引き上げの凍結を提案するとともに、高額療養費自己負担引上げ凍結法案を217回通常国会に提出した。高額療養費制度の具体的な金額等は政令で定められており、法律上は政令に委任する規定があるだけであるため、本法案は政令を定めるために必要な考慮事項と新たな手続を設ける改正を行い、そうした手続を経ていない今回の引き上げを凍結するためのものである。

自己負担引き上げをストップ

政府は立憲民主党の提案を拒み、中途半端な対応を繰り返した。衆議院の予算審議では、制度全体ではなく、「多数回該当」の自己負担だけを据え置くための予算の修正等を行うだけだった。

立憲民主党や当事者が参議院の予算審議でも訴えた結果、石破首相は2025年3月、引き上げを見送り、同年秋までに再検討する意向を表明した。

その後、立憲民主党が主導して採択した衆議院厚生労働委員会決議を踏まえ、当事者団体の代表が厚生労働省の専門委員会の委員となり、当事者参加による再検討が始まった。参議院選挙で立憲民主党は、引き上げを行わないことを公約に掲げた。本法案は継続審議となった。

医療機関を支援し、
命と健康を守る

8 公立・公的 病院改革

公立・公的病院は、へき地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度・先進医療など重要な役割を担っている。こうした役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれている。また、公立・公的病院の医療従事者の人員確保も課題であり、賃上げに対応できなければ、必要な人員が確保できず、地域に必要な医療を提供できなくなることも危惧される。

こうした状況を踏まえ、厚生労働部門は総務部門とともに公立・公的病院改革ワーキングチームを設置し、医療機関や関係団体からのヒアリング、三重県の名張市立病院、志摩市民病院の視察等を行った。

その結果、厚生労働部門とWTが2025年4月に取りまとめた「持続可能な地域医療をつくる重点政策」に地域医療の崩壊を防ぐための医療機関支援、医療従事者の人材確保のための対策を盛り込んだ。主な内容は、①公立病院など、赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設する、②次期診療報酬改定で①の補助金の内容を取り込んだ上でプラス改定とすることに取り組む、③公立病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、繰出基準および普通交付税や特別交付税の単価を引き上げる等、制度全体を見直す、④ベースアップ評価料や基本料引き上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる賃上げが可能となる制度設計を行う、等である。

また、厚生労働部門、総務部門、WTは同年5月、これらの対策を盛り込んだ緊急申し入れを厚生労働大臣と総務大臣に手交した。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

現場の声を基本計画に反映

9

食料・農業・農村 基本計画を改定

2024年の213回通常国会において、「食料・農業・農村基本法」が、制定から25年を経て、初めて改正された。立憲民主党は、2025年2月28日に基本計画に盛り込むべき事項として33項目を取りまとめ、政府に申し入れを行った。その後、同年4月11日、改正食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が、閣議決定された。

立憲民主党は、食料・農業・農村基本計画をより良いものとするべく、その閣議決定に先立ち、食料・農業・農村政策ワーキングチームを中心に、政府、有識者、関係団体等との意見交換を行うとともに、農林漁業再生本部と連携して全国展開を行っている農林水産キャラバンを通じて、現場からいただいた生の声も十分踏まえ、議論を進めた。

結果、2月28日、新たな直接支払制度の実施、農業所得の確保による農業経営の安定の明記、食料自給率を向上させることの明確化、総合的な新規就農対策の体系化、予算の確保等33項目にわたる「食料・農業・農村基本計画に盛り込むべき事項について」を取りまとめ、政府に申し入れた。

3月25日には、衆参両院の農林水産委員会において、水田政策の見直し、米の生産・流通・備蓄政策の検証、中山間地域等直接支払交付金の見直し、食料安全保障の強化、農林水産物・食品の輸出、食料の価格形成、担い手の育成・確保、食料自給率の向上、食料システムの確立、農福連携の推進など、それぞれ18項目の決議を行った。

以上の取り組みは、かつての農業者戸別所得補償制度を礎にした、農地に着目した新たな直接支払制度「食農支払」（食料確保・農地維持支払）制度の創設と新たな新規就農対策の提起、農林水産政策大綱の改訂につながっている。

賃上げ機運と着実な価格転嫁を支える修正を提案

10

下請法等改正案

政府は217回通常国会に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」を提出した。近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受けて、発注者と受注者の対等な関係に基づいてサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現が求められていた。このため本法案により、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、運送委託の対象取引への追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取り組み等を支援するほか、「下請」等の用語を見直し、下請法の法律名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めることとしている。

施行日明確化で法律の効力の予見性向上へ

立憲民主党は本法案の改正の意義については十分理解できたが、施行日が一部の規定を除き公布後1年以内の政令で定める日となっていることが議論の焦点となった。関係団体からのヒアリングでは2026年春闘の時期での法律の実効性の確保が必要であるとの意見があったほか、米国トランプ政権による関税措置が国内産業の成長マインドに水を差しかねない環境にある中で、賃上げ機運と着実な価格転嫁の実行を支える必要があると判断した。

このため立憲民主党は、法律改正に関する情報の周知・徹底の期間にも配慮しつつ、改正法の効力の予見性を高める観点から、施行日を「令和8年1月1日」と明確にする修正を提案し、与野党が合意した。その結果、本法案は修正議決し成立した。

消費者行政の基盤である
「地方消費者行政」

11

地方消費者行政 の充実・強化

ジャパンライフ事件や旧統一教会による霊感商法被害など、消費者被害の全体像を把握するため、全国各地の消費生活相談から全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に集約されたデータは基礎の情報となる。また、消費者庁など政府は、それらの相談情報を基に、例えばデジタルプラットフォーム上の取引や契約上の問題解決に向けた法整備を行っている。

しかし、地方消費者行政を支えてきた交付金が見直しを迫られることから、その全国の消費生活相談が継続の危機にある。このため、①各地域が自己の財源で消費者行政を担うべきと安直に求めるのではなく、昨今の消費者を取り巻く状況を十分に勘案するとともに消費者行政の最前線は地域であるとの原点に立ち返り、地方における消費者行政が後退することのないよう、財政措置を講ずること、②質の高い消費生活相談員を確保するため、雇用を安定化すること、また消費生活相談員を専門職として適切に評価し、その職務と能力に見合った処遇を実現するため、あらゆる措置を講ずること、③消費生活相談員のたゆみない努力によって蓄積されているPIO-NETの情報の価値を正に評価し、PIO-NET入力業務に係る経費について、国が負担する制度について検討することなどについて、2025年3月19日、政府に要請を行った。また委員会でも度々質疑を通して問題提起し、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、同委員会では26年ぶりの委員会決議を6月5日、全会一致で可決した。さらに、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太方針2025)」にも文言が示されることにつながった。

学問の自由を守るためナショナルアカデミー
の自律性・独立性確保を追求

12

日本学術会議法案に 対する修正案

ナショナルアカデミーである日本学術会議の会員選考について、従前、日本学術会議法は総理大臣に任命権限を持たせていたが、この任命権限は形式的なもので、学術会議が推薦した会員候補者の任命を拒否できないとの法解釈が定着していた。

ところが、菅義偉政権は2020年、この法解釈を突如変更した上、6名の会員候補者の任命を拒否し、任命拒否の具体的理由の説明も拒んだ。立憲民主党は、会員選考への介入であり、学問の自由を脅かすとして任命拒否を批判したが、その後の政権も具体的理由を説明することなく任命拒否の判断を維持し、会員選考の自律性は著しく損なわれる事態となっていた。

学問の自由を守り、日本の学術の発展を

自公政権は、その後、学術会議の在り方を見直すとして有識者懇談会を設置し、217回通常国会に新たな「日本学術会議法案」を提出した。この法案は、独立性を高めるという名目で政府機関としての学術会議を廃止して特殊法人に改組し、新たな組織において政府が会員選考や運営に介入できる機関を幾重にも複雑に定めるものであった。法案は学術会議の意見を聴くことなく閣議決定され、学術会議は、閣議決定後、法案の抜本的な修正を求める提案を決議し、声明を採択した。

立憲民主党は、法案に反対するとともに、学術会議の提案を反映した修正案を取りまとめ、参議院に提出した。しかし、法案は修正されることなく可決・成立した。新法の下で学問の自由が侵害され、日本の学術の発展が阻害されることのないよう、取り組みを続けていく。

第3章 焦点となった法案・課題への対応

通信の秘密の保護、国会の関与を強化する修正を実現

13

能動的サイバー 防御法修正

政府が217回通常国会に提出した、いわゆる「能動的サイバー防御法案」(サイバー対処能力強化法案および同整備法案)は、国や基幹インフラ等のサイバーセキュリティを確保するため、官民連携を強化する仕組みのほか、政府が通信情報を基幹インフラ会社や電気通信事業者を通じて取得・利用する仕組み、警察・自衛隊の権限を拡大して攻撃者のサーバ等へ侵入・「無害化措置」を講ずる仕組み等を定めるものである。

この法案について、立憲民主党は、11回にわたる関係部門の合同会議で検討を重ねた。合同会議では、サイバー防御体制の強化という目的について異論なしとされた一方で、憲法が保障する「通信の秘密」が侵害されるおそれがないか、また、警察・自衛隊の権限行使が外国の主権侵害と批判されるおそれがないか、国会による民主的統制が十分担保されていないのではないか等の論点について議論が行われた。

国会の統制を強化する等の法案修正を実現

立憲民主党は、党内議論や委員会審議を踏まえ、「無害化措置」等の権限行使に関する国会への報告事項を個別に明示する条項や、「通信の秘密」の制約を最小限度とする旨の条項を含む修正案を取りまとめた。

この修正案をもとに、立憲民主党は精力的に修正協議を推進し、第三者機関が「無害化措置」等の要求・承認件数などを国会に報告する規定や、「通信の秘密」を尊重する規定を設ける修正を実現した。また、法案には、衆議院では14項、参議院では23項にのぼる附帯決議が付された。立憲民主党は2法案に賛成し、法案は可決・成立した。

トランプ関税への政府の対応を
ただす

14

トランプ関税対策

日米通商問題対策本部で速やかに対応

2025年1月に米国の第47代大統領に就任したトランプ大統領は、4月3日に自動車に対する25%の追加関税を発動した。これを受け、立憲民主党は、同日、政務調査会長を本部長とする日米通商問題対策本部で対応を協議し、政府の交渉体制の強化、自由貿易体制の維持に向けた各国との連携強化などを求める本部長コメントを公表した。

「トランプ関税」対策を重ねて求める

トランプ大統領が続けて「相互関税」を発動したことを受け、立憲民主党は中小企業等の資金繰り支援、雇用調整助成金の要件緩和など米国関税政策に対する国内支援策を取りまとめ、また4月25日には日米通商問題対策本部長らが農林水産大臣に「米や牛肉をはじめとした農林水産物については、交渉の対象としないこと」などを申し入れた。

4月4日以降、3回の与野党党首会談で石破首相が日米交渉の状況を説明し、野田代表は重ねて各国との連携、交渉体制の強化、国内対策などを求めた。同時に立憲民主党独自の活動として、米国大使や連邦議会議員との会談を通じ、日本側の立場を明確に伝えた。

日米合意を検証し、自由貿易の維持・拡大へ

7月22日、日米両政府は対日関税を15%とすることで合意したと発表し、4回目の与野党党首会談で合意の概要について石破首相は説明した。野田代表は、日米共同文書がなく合意内容が不明確であると指摘した。立憲民主党として日米合意が真に国益に沿ったものかを検証し、自由貿易体制の維持・拡大に向けて取り組んでいく。

提出会派略称：立=(衆)立憲民主党・無所属 (参)立憲民主・社民・無所属 / 自=自由民主党・無所属の会 / 維=日本維新の会 /
国=(衆)国民民主党・無所属クラブ (参)国民民主党・新緑風会 / 公=公明党 / れ=れいわ新選組 / 共=日本共産党 / 有=有志の会 / 参=参政党 / 保=日本保守党 /
沖=沖縄の風

提出回数・ 議案種別・議案番号	法案等名称	提出会派	筆頭提出者・発議者	提出日	審査状況
214回臨時国会提出法案					
214-衆法-4	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案	-	衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長	10/07	成立
214-衆法-5	政治資金規正法の一部を改正する法律を廃止する法律案(改正政治資金規正法廃止法案・政治資金透明化法案)	立国	落合貴之	10/07	衆議院解散により 未付託未了
214-衆法-6	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(改正政治資金規正法廃止法案・政治資金透明化法案)	立国	落合貴之	10/07	衆議院解散により 未付託未了
214-衆法-7	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)	立国	落合貴之	10/07	衆議院解散により 未付託未了
215回特別国会提出法案					
215-衆法-1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(保険証廃止延期法案(保険証併用法案))	立	森田俊和	11/12	撤回
215-衆法-2	就労支援給付制度の導入に関する法律案	立	階猛	11/13	継続
216回臨時国会提出法案					
216-衆法-2	政治資金規正法の一部を改正する法律案(政策活動費廃止法案)	立維国共 参保	大串博志	12/04	成立
216-衆法-9	政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治資金世襲禁止法案)	立維参保	大串博志	12/09	継続
216-衆法-10	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)	立有参	大串博志	12/09	撤回
216-衆法-13	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(政治資金透明化法案)	立	大串博志	12/10	継続
216-衆法-14	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	12/12	成立
216-衆法-15	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	12/12	成立
216-衆法-16	国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	12/12	成立
216-衆法-20	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	12/17	成立
216-衆法-22	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	立維国	近藤和也	12/19	継続
216-衆法-23	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案)	立国	中島克仁	12/20	継続
216-衆法-25	学校給食法の一部を改正する法律案(学校給食無償化法案)	立維国	城井崇	12/23	継続
217回通常国会提出法案					
217-衆法-1	医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(保険証復活法案(マイナ保険証併用法案))	立	中島克仁	01/28	継続
217-衆法-2	訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(訪問介護緊急支援法案)	立国	井坂信彦	01/29	継続
217-衆法-3	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(介護・障害福祉従事者処遇改善法案)	立維国	井坂信彦	01/30	継続
217-衆法-6	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(高校授業料無償化拡充法案)	立	津村啓介	02/14	継続
217-衆法-7	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(公立高校の施設整備促進応援法案)	立	津村啓介	02/14	継続
217-衆法-8	健康保険法等の一部を改正する法律案(高額療養費自己負担引上げ凍結法案)	立	中島克仁	02/19	継続
217-衆法-9	公職選挙法の一部を改正する法律案(ポスターの品位保持)	自立維国 公参保	(自民)	02/20	成立
217-衆法-10	公職選挙法の一部を改正する法律案(選挙運動に関する規格の簡素化)	自立維国 公保	(自民)	02/20	成立
217-衆法-11	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(社会保険料・事業者負担軽減法案)	立国	階猛	02/21	継続
217-衆法-15	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長	03/14	成立
217-衆法-16	半島振興法の一部を改正する法律案	-	衆議院国土交通委員長	03/14	成立
217-衆法-17	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院総務委員長	03/18	成立
217-衆法-18	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	03/18	成立
217-衆法-19	棚田地域振興法の一部を改正する法律案	-	衆議院農林水産委員長	03/18	成立
217-衆法-20	山村振興法の一部を改正する法律案	-	衆議院農林水産委員長	03/18	成立
217-衆法-21	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)	立維有参	大串博志	03/19	継続
217-衆法-22	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(日銀保有ETF活用法案)	立	階猛	03/27	継続
217-衆法-26	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(ガソリン減税法案(ガソリン税暫定税率廃止法案))	立	稲富修二	04/18	撤回

提出回次・ 議案種類・議案番号	法案等名称	提出会派	筆頭提出者・発議者	提出日	審査状況
217-衆法-27	地方税法の一部を改正する法律案(軽油減税法(軽油引取税暫定税率廃止法案))	立	吉川元	04/18	継続
217-衆法-28	国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院議院運営委員長	04/24	成立
217-衆法-29	民法の一部を改正する法律案(選択的夫婦別姓法案)	立	黒岩宇洋	04/30	継続
217-衆法-33	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案	-	衆議院国土交通委員長	05/23	成立
217-衆法-34	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案	-	衆議院国土交通委員長	05/23	成立
217-衆法-36	行政書士法の一部を改正する法律案	-	衆議院総務委員長	05/29	成立
217-衆法-37	ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案	-	衆議院内閣委員長	05/30	成立
217-衆法-38	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(国有林野事業職員関連2法案)(行労法の改正案)	立国共有	神谷裕	06/04	継続
217-衆法-39	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(国有林野事業職員関連2法案)(給特法の復活法案)	立国共有	神谷裕	06/04	継続
217-衆法-40	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(タネを守る2法案)(公的新品種育成促進法案)	立国共有	神谷裕	06/04	継続
217-衆法-41	地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(タネを守る2法案)(ローカルフード法案)	立国共有	神谷裕	06/04	継続
217-衆法-42	食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案	立有	神谷裕	06/04	継続
217-衆法-43	国家公務員法等の一部を改正する法律案(公務員制度改革5法案)	立国	大島敦	06/05	継続
217-衆法-44	国家公務員の労働関係に関する法律案(公務員制度改革5法案)	立国	大島敦	06/05	継続
217-衆法-45	公務員庁設置法案(公務員制度改革5法案)	立国	大島敦	06/05	継続
217-衆法-46	地方公務員法等の一部を改正する法律案(公務員制度改革5法案)	立国	大島敦	06/05	継続
217-衆法-47	地方公務員の労働関係に関する法律案(公務員制度改革5法案)	立国	大島敦	06/05	継続
217-衆法-48	スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案	-	衆議院文部科学委員長	06/06	成立
217-衆法-49	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	-	衆議院厚生労働委員長	06/06	成立
217-衆法-50	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(被選挙権年齢引下げ法案)	立	落合貴之	06/10	継続
217-衆法-51	衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(解散権濫用防止法案)	立	武正公一	06/10	継続
217-衆法-52	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(租特透明化法改正案)	立・維	川内博史	06/11	継続
217-衆法-53	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(ガソリン暫定税率廃止法案)	立維国共 保参	重徳和彦	06/11	衆・可決 参・審査未了
217-衆法-54	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(自動車産業脱炭素化推進法案)	立国有	重徳和彦	06/12	継続
217-衆法-56	児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(児童扶養手当『所得制限の壁』引上げ法案)	立	大西健介	06/16	継続
217-衆法-57	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案)	立国	早稲田ゆき	06/16	継続
217-衆法-60	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(国境離島みんながJR運賃並法案)	立国有	山田勝彦	06/18	継続
217-衆法-61	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(再審法改正案)	立国れ共 参	平岡秀夫	06/18	継続
217-衆法-62	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(食糧法改正案)	立	近藤和也	06/18	継続
217-衆法-63	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(騒特法改正案)	立	谷田川元	06/18	継続
217-衆法-64	民法の一部を改正する法律案(婚姻平等法案)	立	大河原まさこ	06/19	継続
217-衆法-65	性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(GID特例法改正法案)	立	小宮山泰子	06/19	継続
217-衆法-66	国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案	立国れ共 有参	篠原孝	06/19	継続
217-参法-5	自殺対策基本法の一部を改正する法律案	-	参議院厚生労働委員長	04/15	成立
217-参法-7	労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(カスタマーハラスメント対策法案)	立国	石橋通宏	04/25	審査未了
217-参法-8	児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案	立	高木真理	05/23	未付託未了
217-参法-9	手話に関する施策の推進に関する法律案	-	参議院内閣委員長	06/12	成立
217-参法-10	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(入管法の一部改正法案)(入管制度における緊急課題に対処するための2法案)	立共冲	石橋通宏	06/18	未付託未了
217-参法-11	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(令和6年入管法・技能実習法改正法の一部改正法案)(入管制度における緊急課題に対処するための2法案)	立共冲	石橋通宏	06/18	未付託未了

提出会派略称：立=(衆)立憲民主党・無所属 (参)立憲民主・社民・無所属 / 自=自由民主党・無所属の会 / 維=日本維新の会 / 国=国民民主党・無所属クラブ / 公=公明党 / 有=有志の会 / 参=参政党

原案の提出回次・議案種別・議案番号	修正案等名称	ポイント	提出日	提出会派	提出院・委員会	審査結果
217-閣法-1	所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案	①いわゆる防衛増税の削除、②ガソリン税等の当分の間税率の削除、③法人税関係の租特ごとの高額適用額に係る法人の名称の国会報告、④納税者権利憲章の制定及び⑤検討規定(いわゆる一億円の壁)の是正、食手手当の非課税限度額の物価上昇に見合う引上げ、災害損失控除の創設、賃上げ促進税制の廃止、教育無償化等の財源とするための応分の負担を求める法人税改革、外国人旅行者の消費税免税制度の見直し、相続税及び贈与税の累進性強化)	02/18	立	衆・財務金融	撤回
	所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案	ガソリンの暫定税率の廃止	03/03	立国		否決
217-閣法-2	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	①加熱式たばこに関する道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税方式の見直しに係る規定の削除、②軽油引取税の当分の間税率の廃止	02/20	立	衆・総務	撤回
	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	軽油引取税の当分の間税率の廃止	03/03	立国		否決
217-閣法-4	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案に対する修正案	憲法が保障する「通信の秘密」を不当に制限しないと明記するとともに、国会の関与を強めるため政府が取得した通信情報の件数などを独立機関が国会に報告することを義務づける、3年後の検討条項で歯止め	04/04	自立維国 公有	衆・内閣	可決
217-閣法-8	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	大学等における修学の支援についての制度の将来における更なる拡充を図るために、基礎的な資料として、文部科学大臣による授業料等減免の額等についての調査及び公表に関する規定の新設などの所要の規定の整備を行う	03/19	立国	衆・文部科学	否決
217-閣法-9	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案	教員の働き方改革を推進する(2024年12月の財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」において掲げられた目標とその実現に向けて必要な措置等を法律上明らかにすることにより、本法律案の実効性を高め、教員の勤務環境をより計画的に改善する)	05/14	自立維国 公	衆・文部科学	可決
217-閣法-10	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案	弔慰金に代わる弔意の意を表すための方策について検討するとともに、特別弔慰金を受ける権利の裁定に関し統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずることを政府に義務付けること等を行う	03/26	立	衆・厚生労働	否決
217-閣法-17	災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案	高齢者等の要配慮者である被災者に対する応急的な福祉の充実について、政府原案より一層の明確化を図るとともに、幅広い福祉関係者に従事していただくに当たって、刑事罰の威嚇によることは適切でないとの観点から、修正を行うもの	04/16	立共有	衆・復興災害特	否決
217-閣法-25	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	円安により為替差益が拡大している外国為替資金特別会計から一般会計へ繰り入れ可能にする	04/18	立	衆・財務金融	否決
217-閣法-27	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	「危険鳥獣」の用語を人の日常生活圏に限定する「緊急対処鳥獣」に改める	04/08	立維参	衆・環境	否決
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	「危険鳥獣」の用語を人の日常生活圏に限定する「緊急対処鳥獣」に改めるとともに、野生動物を用いた用語とする方向で「鳥獣」の用語の見直しを検討する	04/17	立共	参・環境	否決
217-閣法-29	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する修正案	「国民の責務」を「国民の努力」に改める	04/18	立有	衆・内閣	否決
217-閣法-30	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案	捜査機関が通信事業者にメールなどを提出させる「電磁的記録提供命令」に対する懸念を踏まえ、秘密保持期間に1年の上限を設ける等一定の歯止めをかけるとともに、個人情報保護への配慮	04/18	自立維国 公	衆・法務	可決
217-閣法-32	公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案	配置転換を刑事罰に加えるとともに、立証責任の転換に加える等、政府案の5年見直しを3年見直しに短縮	04/23	立	衆・消費者特	撤回
	公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案	通報の報復による配置転換への対応など積み残しの課題について検討を継続するため、政府案の5年見直しを3年見直しに短縮	04/24	自立維国 公共		可決
217-閣法-33	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案に対する修正案	早期事業再生に関する政府のこれまでの議論を踏まえるとともに労働者保護を図る観点から、法案の目的に「事業の価値の毀損や技術・人材の散逸の回避」の旨を明記すること等を追加	05/28	自立維国 公有	衆・経済産業	可決
217-閣法-34	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案	政府案と実務的対応でこぼれ落ちる居住者等を救う措置の検討を政府に促すもの	05/14	立	衆・国土交通	可決

原案の提出回次- 議案種類-議案番号	修正案等名称	ポイント	提出日	提出会派	提出院・委員会	審査結果
217-閣法-36	日本学術会議法案に対する修正案	学術会議の独立性を明記し、安定した財源確保などを盛り込むとともに、首相は任命の際、学術会議の意見を尊重するとの文言の追記、選定助言委員会の規定の削除など政治的な介入の余地を縮小するもの	06/03	立	参・内閣	否決
217-閣法-39	資金決済に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	施行後5年の検討を3年に前倒し	05/28	自立維国 公	衆・財務金融	可決
217-閣法-48	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する修正案	周知徹底期間に配慮しつつ予見性を確保し春闘に間に合うよう施行期日を明確化(「令和8年1月1日」)	04/18	自立維国 公有	衆・経済産業	可決
217-閣法-50	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案	①カスタマー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示として、「労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置」を追加、②フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務において行われるカスタマー・ハラスメントを防止するための施策についての検討規定を追加	05/16	自立維国 公	衆・厚生労働	可決
217-閣法-51	環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案	「戦略的影響評価」の検討の促進、施行後の検討規定の見直し期間を10年から5年に短縮	05/16	立	衆・環境	否決
217-閣法-59	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案	①次期財政検証において将来の老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる、②①の措置によって一部の高齢者の年金受給額が一時的に減ることについて、その影響を緩和するための措置を講ずる	05/28	自立公	衆・厚生労働	可決
217-予算-1	令和七年度一般会計予算に対する修正案	①ガソリン、軽油に係るいわゆる暫定税率の廃止、学校給食の無償化、高校無償化の拡充による国民の負担軽減、②介護、障害福祉施設等で働く人の処遇改善、訪問介護事業者に対する緊急支援、保育士、幼稚園教員等の処遇改善、「年収130万円の崖」対策、新たに正社員を雇用した中小企業の社会保険料負担軽減、高額療養費の自己負担上限引上げの凍結などによる国民の収入増、③一般予備費の減額、積み過ぎ基金の国庫返納など本気の歳出改革の成果として示した無駄な予算計3兆7935億円の削減	02/28	立	衆・予算	否決
217-予算-2	令和七年度特別会計予算に対する修正案					

**214回臨時国会(2024年10月1日～10月9日衆議院解散)・215回特別国会(2024年11月11日～11月14日)・
216回臨時国会(2024年11月28日～12月24日)・217回通常国会(2025年1月24日～6月22日)**

会派略称：【衆議院】立＝立憲民主党・無所属 / 自＝自由民主党・無所属の会 / 維＝日本維新の会(214回臨時国会までは日本維新の会・教育無償化を実現する会) / 国＝国民民主党・無所属クラブ / 公＝公明党 / れ＝れいわ新選組 / 共＝日本共産党 / 有＝有志の会 / 参＝参政党 / 保＝日本保守党 / 各＝無所属
【参議院】立＝立憲民主・社民・無所属 / 自＝自由民主党 / 公＝公明党 / 維＝日本維新の会(214回臨時国会までは日本維新の会・教育無償化を実現する会) / 国＝国民民主党・新緑風会 / 共＝日本共産党 / れ＝れいわ新選組 / 沖＝沖縄の風 / N＝NHKから国民を守る党 / 各＝各派に属しない議員

※備考欄にある(会派略称)は会派の一部

213回通常国会で継続とされたものは、214回臨時国会における衆議院の解散に伴い、決算等を除き審査未了(廃案)となったため記載を省略(詳細は国会レポート2024を参照)

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
議員提出法案(衆法)					
10/03	公立学校働き方改革の推進に関する法律案(堀場幸子君外二名[維]提出第214回国会衆法第1号)	未付託未了			
10/04	政治資金規正法の一部を改正する法律案(遠藤敬君外三名[維]提出第214回国会衆法第2号)	未付託未了			
10/04	公職選挙法の一部を改正する法律案(遠藤敬君外三名[維]提出第214回国会衆法第3号)	未付託未了			
10/07	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案(衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出第214回国会衆法第4号)	省10/7可決	10/8可決	賛成	全会一致
10/07	政治資金規正法の一部を改正する法律を廃止する法律案(改正政治資金規正法廃止法案・政治資金透明化法案)(落合貴之君外十名[立国]有]提出第214回国会衆法第5号)	未付託未了			
10/07	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(改正政治資金規正法廃止法案・政治資金透明化法案)(落合貴之君外十名[立国]有]提出第214回国会衆法第6号)	未付託未了			
10/07	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)(落合貴之君外七名[立]提出第214回国会衆法第7号)	未付託未了			
11/12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(保険証廃止延期法案(保険証併用法案))(森田俊和君外十二名[立]提出第215回国会衆法第1号)	撤回			
11/13	就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名[立]提出第215回国会衆法第2号)	継続			
11/28	賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名[国]提出第216回国会衆法第1号)	継続			
12/04	政治資金規正法の一部を改正する法律案(政策活動費廃止法案)(大串博志君外十二名[立維国共参保]提出第216回国会衆法第2号)	12/17可決	12/24可決	賛成	衆反=有 参=全会一致
12/06	揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第216回国会衆法第3号)	撤回			
12/06	一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策助定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第216回国会衆法第4号)	継続			
12/06	電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名[国]提出第216回国会衆法第5号)	継続			
12/09	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(木原誠二君外五名[自]提出第216回国会衆法第6号)	12/17修正	12/24可決	賛成	衆反=れ共有保 参反=共れ
12/09	国会法の一部を改正する法律案(木原誠二君外五名[自]提出第216回国会衆法第7号)	撤回			
12/09	政治資金委員会法案(木原誠二君外五名[自]提出第216回国会衆法第8号)	撤回			
12/09	政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治資金世襲禁止法案)(大串博志君外七名[立維参保]提出第216回国会衆法第9号)	継続			
12/09	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)(大串博志君外九名[立有参]提出第216回国会衆法第10号)	撤回			
12/10	政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案(古川元久君外三名[国]公]提出第216回国会衆法第11号)	12/17可決	12/24可決	賛成	衆反=れ共保 参反=共れ
12/10	政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名[国]提出第216回国会衆法第12号)	継続			
12/10	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(政治資金透明化法案)(大串博志君外七名[立]提出第216回国会衆法第13号)	継続			
12/12	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第216回国会衆法第14号)	省12/12可決	12/17可決	賛成	全会一致
12/12	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第216回国会衆法第15号)	省12/12可決	12/17可決	賛成	反=れ
12/12	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第216回国会衆法第16号)	省12/12可決	12/17可決	賛成	全会一致
12/13	財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名[国]提出第216回国会衆法第17号)	継続			

省＝審査省略 附＝委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
12/13	サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第216回国会衆法第18号)	審査未了			
12/13	育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名[国]提出第216回国会衆法第19号)	継続			
12/17	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第216回国会衆法第20号)	省12/17可決	12/20可決	賛成	全会一致
12/18	消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(丹野みどり君外一名[国]提出第216回国会衆法第21号)	審査未了			
12/19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名[立維国]提出第216回国会衆法第22号)	継続			
12/20	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(医薬品不足を解消するための中間年改定廃止法案)(中島克仁君外八名[立国]提出第216回国会衆法第23号)	継続			
12/23	我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名[維国]提出第216回国会衆法第24号)	継続			
12/23	学校給食法の一部を改正する法律案(学校給食無償化法案)(城井崇君外十名[立維国]提出第216回国会衆法第25号)	継続			
01/28	医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(保険証復活法案(マイナ保険証併用法案))(中島克仁君外十二名[立]提出第217回国会衆法第1号)	継続			
01/29	訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(訪問介護緊急支援法案)(井坂信彦君外十二名[立国]提出第217回国会衆法第2号)	継続			
01/30	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(介護・障害福祉従事者処遇改善法案)(井坂信彦君外十五名[立維国]提出第217回国会衆法第3号)	継続			
01/31	政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名[自]提出第217回国会衆法第4号)	継続			
01/31	政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名[自]提出第217回国会衆法第5号)	継続			
02/14	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(高校授業料無償化拡充法案)(津村啓介君外七名[立]提出第217回国会衆法第6号)	継続			
02/14	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(公立高校の施設整備促進応援法案)(津村啓介君外七名[立]提出第217回国会衆法第7号)	継続			
02/19	健康保険法等の一部を改正する法律案(高額療養費自己負担引上げ凍結法案)(中島克仁君外十名[立]提出第217回国会衆法第8号)	継続			
02/20	公職選挙法の一部を改正する法律案(ポスターの品位保持)(逢沢一郎君外十一名[自立維国公参保]提出第217回国会衆法第9号)	附3/4可決	3/26可決	賛成	衆反=れ有 参反=れN
02/20	公職選挙法の一部を改正する法律案(選挙運動に関する規格の簡素化)(逢沢一郎君外十名[自立維国公保]提出第217回国会衆法第10号)	3/4可決	3/26可決	賛成	全会一致
02/21	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(社会保険料・事業者負担軽減法案)(階猛君外六名[立国]提出第217回国会衆法第11号)	継続			
03/03	軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名[維]提出第217回国会衆法第12号)	継続			
03/03	揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名[維]提出第217回国会衆法第13号)	撤回			
03/11	政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名[維]提出第217回国会衆法第14号)	撤回			
03/14	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出第217回国会衆法第15号)	省3/18可決	3/26可決	賛成	全会一致
03/14	半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院国土交通委員長提出第217回国会衆法第16号)	省3/18可決	3/26可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
03/18	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出第217回国会衆法第17号)	省3/21可決	附3/31可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れN
03/18	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第217回国会衆法第18号)	省3/18可決	3/26可決	賛成	全会一致
03/18	棚田地域振興法の一部を改正する法律案(衆議院農林水産委員長提出第217回国会衆法第19号)	省3/21可決	附3/31可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
03/18	山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院農林水産委員長提出第217回国会衆法第20号)	省3/21可決	3/31可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
03/19	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(企業・団体献金禁止法案)(大串博志君外十名[立維有参]提出第217回国会衆法第21号)	継続			
03/27	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(日銀保有ETF活用法案)(階猛君外七名[立]提出第217回国会衆法第22号)	継続			

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
04/10	若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第217回国会衆法第23号)	継続			
04/11	ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名[維]提出第217回国会衆法第24号)	継続			
04/11	外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名[国]提出第217回国会衆法第25号)	継続			
04/18	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(ガソリン減税法案(ガソリン税暫定税率廃止法案))(稲富修二君外八名[立]提出第217回国会衆法第26号)	撤回			
04/18	地方税法の一部を改正する法律案(軽油減税法案(軽油引取税暫定税率廃止法案))(吉川元君外六名[立]提出第217回国会衆法第27号)	継続			
04/24	国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第217回国会衆法第28号)	省4/24可決	5/9可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
04/30	民法の一部を改正する法律案(選択的夫婦別姓法案)(黒岩宇洋君外五名[立]提出第217回国会衆法第29号)	継続			
05/19	婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名[維]提出第217回国会衆法第30号)	継続			
05/21	自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第217回国会衆法第31号)	継続			
05/21	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君[国]提出第217回国会衆法第32号)	継続			
05/23	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院国土交通委員長提出第217回国会衆法第33号)	省5/27可決	6/4可決	賛成	衆反=保 参反=N
05/23	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(衆議院国土交通委員長提出第217回国会衆法第34号)	省5/27可決	6/4可決	賛成	衆反=保 参反=N
05/28	民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名[国]提出第217回国会衆法第35号)	継続			
05/29	行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出第217回国会衆法第36号)	省5/30可決	6/6可決	賛成	参=全会一致
05/30	ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(衆議院内閣委員長提出第217回国会衆法第37号)	省6/3可決	附6/18可決	賛成	反=れ
06/04	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(国有林野事業職員関連2法案)(行労法の改正案)(神谷裕君外八名[立国共有]提出第217回国会衆法第38号)	継続			
06/04	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(国有林野事業職員関連2法案)(給特法の復活法案)(神谷裕君外八名[立国共有]提出第217回国会衆法第39号)	継続			
06/04	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(タネを守る2法案)(公的新品種育成促進法案)(神谷裕君外八名[立国共有]提出第217回国会衆法第40号)	継続			
06/04	地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(タネを守る2法案)(ローカルフード法案)(神谷裕君外八名[立国共有]提出第217回国会衆法第41号)	継続			
06/04	食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名[立有]提出第217回国会衆法第42号)	継続			
06/05	国家公務員法等の一部を改正する法律案(公務員制度改革5法案)(大島敦君外十七名[立国]提出第217回国会衆法第43号)	継続			
06/05	国家公務員の労働関係に関する法律案(公務員制度改革5法案)(大島敦君外十七名[立国]提出第217回国会衆法第44号)	継続			
06/05	公務員庁設置法案(公務員制度改革5法案)(大島敦君外十七名[立国]提出第217回国会衆法第45号)	継続			
06/05	地方公務員法等の一部を改正する法律案(公務員制度改革5法案)(大島敦君外十六名[立国]提出第217回国会衆法第46号)	継続			
06/05	地方公務員の労働関係に関する法律案(公務員制度改革5法案)(大島敦君外十六名[立国]提出第217回国会衆法第47号)	継続			
06/06	スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院文部科学委員長提出第217回国会衆法第48号)	省6/10可決	6/13可決	賛成	衆反=参保 参反=N各
06/06	社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出第217回国会衆法第49号)	省6/10可決	6/18可決	賛成	反=れ
06/10	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(被選挙権年齢引下げ法案)(落合貴之君外五名[立]提出第217回国会衆法第50号)	継続			
06/10	衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(解散権濫用防止法案)(武正公一君外五名[立]提出第217回国会衆法第51号)	継続			
06/11	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(租特透明化法改正案)(川内博史君外八名[立維]提出第217回国会衆法第52号)	継続			
06/11	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(ガソリン暫定税率廃止法案)(重徳和彦君外九名[立維国共参保]提出第217回国会衆法第53号)	6/20可決	審査未了	賛成	衆反=自公有
06/12	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(自動車産業脱炭素化推進法案)(重徳和彦君外十八名[立国有]提出第217回国会衆法第54号)	継続			

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
06/13	政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名[維]提出第217回国会衆法第55号)	継続			
06/16	児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(児童扶養手当『所得制限の壁』引上げ法案)(大西健介君外十二名[立]提出第217回国会衆法第56号)	継続			
06/16	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案)(早稲田ゆき君外十三名[立国]提出第217回国会衆法第57号)	継続			
06/17	郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名[自国公]提出第217回国会衆法第58号)	継続			
06/18	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名[国]提出第217回国会衆法第59号)	継続			
06/18	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(国境離島みんなが「J」R運賃並法案)(山田勝彦君外九名[立国]提出第217回国会衆法第60号)	継続			
06/18	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(再審法改正案)(平岡秀夫君外十九名[立国共参]提出第217回国会衆法第61号)	継続			
06/18	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(食糧法改正案)(近藤和也君外七名[立]提出第217回国会衆法第62号)	継続			
06/18	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(騒特法改正案)(谷田川元君外四名[立]提出第217回国会衆法第63号)	継続			
06/19	民法の一部を改正する法律案(婚姻平等法案)(大河原まさこ君外七名[立]提出第217回国会衆法第64号)	継続			
06/19	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(GID特例法改正法案)(小宮山泰子君外七名[立]提出第217回国会衆法第65号)	継続			
06/19	国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名[立国共参]提出第217回国会衆法第66号)	継続			
議員提出法案(参法)					
10/03	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案(山添拓君[共]発議第214回国会参法第1号)		未付託未了		
11/28	政治資金規正法の一部を改正する法律案(井上哲士君[共]発議第216回国会参法第1号)		審査未了		
11/28	政党助成法を廃止する法律案(井上哲士君[共]発議第216回国会参法第2号)		審査未了		
12/02	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案(山添拓君[共]発議第216回国会参法第3号)		未付託未了		
02/05	特定生殖補助医療に関する法律案(秋野公造君外三名[自公維国]発議第217回国会参法第1号)		審査未了		
03/11	政治資金規正法の一部を改正する法律案(井上哲士君[共]発議第217回国会参法第2号)		未付託未了		
03/11	政党助成法を廃止する法律案(井上哲士君[共]発議第217回国会参法第3号)		未付託未了		
03/18	学校教育法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君[国]発議第217回国会参法第4号)		未付託未了		
04/15	自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院厚生労働委員長発議第217回国会参法第5号)	6/5可決	省4/16可決	賛成	衆反=参保 参反=各
04/22	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案(吉良よし子君[共]発議第217回国会参法第6号)		未付託未了		
04/25	労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(カスタマーハラスメント対策法案)(石橋通宏君外二名[立国]発議第217回国会参法第7号)		審査未了		
05/23	児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案(高木真理君外二名[立]発議第217回国会参法第8号)		未付託未了		
06/12	手話に関する施策の推進に関する法律案(参議院内閣委員長発議第217回国会参法第9号)	6/18可決	省6/13可決	賛成	全会一致
06/18	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(入管法の一部改正法案)(入管制度における緊急課題に対処するための2法案)(石橋通宏君外二名[立共参]発議第217回国会参法第10号)		未付託未了		
06/18	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(令和6年入管法・技能実習法改正法の一部改正法案)(入管制度における緊急課題に対処するための2法案)(石橋通宏君外二名[立共参]発議第217回国会参法第11号)		未付託未了		
政府提出法案(閣法)					
12/09	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第1号)	12/12可決	12/17可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
12/09	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第2号)	12/12可決	12/17可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
12/09	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第3号)	12/12可決	12/17可決	賛成	全会一致
12/09	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第4号)	附12/19可決	附12/24可決	賛成	衆反=れ共参保 参反=共れ
12/09	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第5号)	12/12可決	12/17可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れN
12/09	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第6号)	12/19可決	12/24可決	賛成	全会一致

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
12/09	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第7号)	12/12可決	12/17可決	賛成	衆反=れ保 参反=れN
12/09	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第8号)	12/12可決	12/17可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
12/09	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第216回国会閣法第9号)	12/12可決	12/17可決	賛成	反=れ
02/04	所得税法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第1号)	附3/4修正	附3/31可決	反対	衆反=立国れ共有参保 参反=立国共れ沖N各
02/04	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第2号)	3/4可決	3/31可決	反対	衆反=立国れ共保 参反=立国共れ沖N各
02/04	地方交付税法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第3号)	3/4修正	3/31可決	賛成	衆反=国れ共保 参反=国共れN各
02/07	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(第217回国会閣法第4号)	附4/8修正	附5/16可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れ沖各
02/07	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第217回国会閣法第5号)	附4/8可決	附5/16可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れ沖各
02/07	関税定率法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第6号)	附3/18可決	附3/31可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
02/07	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第7号)	附4/3可決	附4/11可決	賛成	衆反=参保 参反=各(N)
02/07	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第8号)	附3/21可決	附3/31可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れN各
02/07	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第9号)	附5/15修正	附6/11可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ各
02/07	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第10号)	附3/27可決	附3/31可決	賛成	全会一致
02/07	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第11号)	附4/10可決	附4/25可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖(N)
02/07	道路法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第12号)	附3/27可決	附4/9可決	賛成	衆反=保 参反=(N)
02/07	港湾法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第13号)	附4/8可決	附4/16可決	賛成	衆反=れ保 参反=れN
02/12	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第14号)	附3/18可決	附4/11可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
02/12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第15号)	附4/17可決	附5/14可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れ沖各(N)
02/12	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第16号)	附4/24可決	附5/21可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
02/14	災害対策基本法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第17号)	附4/17可決	附5/28可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
02/14	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第18号)	附5/15可決	附6/4可決	賛成	衆反=れ保 参反=れN
02/14	電波法及び放送法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第19号)	附4/11可決	附4/18可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
02/14	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第20号)	5/15可決	5/28可決	賛成	衆反=れ保 参反=れN
02/14	医療法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第21号)	継続			
02/14	土地改良法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第22号)	附3/21可決	附3/31可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
02/18	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第23号)	附3/27可決	附4/9可決	賛成	衆反=共参保 参反=共各(N)
02/21	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第24号)	附4/15可決	附5/9可決	反対	衆反=立れ共有 参反=立共れ沖各(N)
02/21	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第25号)	附4/24可決	附5/16可決	反対	衆反=立維れ共保 参反=立維共れ沖各
02/21	漁業災害補償法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第26号)	附4/3可決	附4/25可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
02/21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(鳥獣保護管理法改正案)(第217回国会閣法第27号)	附4/10可決	附4/18可決	賛成	衆反=れ 参反=れ(N)

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
02/25	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第28号)	附5/15可決	附5/28可決	賛成	衆反=れ共参保 参反=共れ沖N各(維)
02/28	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(第217回国会閣法第29号)	附4/24可決	附5/28可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れN各
02/28	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第30号)	附4/18修正	附5/16可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
02/28	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第31号)	附4/11可決	附5/23可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ
03/04	公益通報者保護法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第32号)	附4/24修正	附6/4可決	賛成	衆=全会一致 参反=N
03/04	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(第217回国会閣法第33号)	附5/30修正	附6/6可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖N
03/04	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第34号)	附5/15修正	附5/23可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
03/07	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第217回国会閣法第35号)	附4/11可決	5/9可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ
03/07	日本学術会議法案(第217回国会閣法第36号)	附5/13可決	附6/11可決	反対	衆反=立国会共参保 参反=立国会共れ沖各
03/07	保険業法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第37号)	附5/15可決	附5/30可決	賛成	反=れ
03/07	信託業法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第38号)	6/5可決	6/13可決	反対	衆反=立 参反=立沖各
03/07	資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第39号)	附5/30修正	附6/6可決	賛成	衆反=れ参 参反=れ
03/07	児童福祉法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第40号)	附4/4可決	附4/18可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れ沖N各
03/07	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第41号)	附4/18可決	5/16可決	賛成	衆反=れ共参保 参反=共れ沖各
03/07	民事裁判情報の活用の促進に関する法律案(第217回国会閣法第42号)	附5/8可決	附5/23可決	賛成	衆反=参 参反=各
03/07	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(第217回国会閣法第43号)	附5/22可決	附5/30可決	賛成	全会一致
03/07	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第217回国会閣法第44号)	附5/22可決	附5/30可決	賛成	全会一致
03/07	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第45号)	附5/15可決	附6/11可決	賛成	衆反=れ参保 参反=れN各
03/07	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第46号)	附6/3可決	附4/11可決	賛成	衆反=参保 参反=各
03/07	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第47号)	附5/20可決	附4/9可決	賛成	全会一致
03/11	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第48号)	附4/24修正	附5/16可決	賛成	衆反=参 参反=各
03/11	盗難特定金属製品物の処分の防止等に関する法律案(第217回国会閣法第49号)	附5/27可決	附6/13可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
03/11	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第50号)	附5/20修正	附6/4可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れN各
03/11	環境影響評価法の一部を改正する法律案(環境アセス法改正案)(第217回国会閣法第51号)	附5/20可決	附6/13可決	賛成	衆反=れ共参 参反=共れ沖各
03/14	独立行政法人男女共同参画機構法案(第217回国会閣法第52号)	附6/12可決	附6/20可決	賛成	衆反=維れ共参保 参反=維共れN各
03/14	独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第217回国会閣法第53号)	附6/12可決	附6/20可決	賛成	衆反=維れ共参保 参反=維共れN各
03/14	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第54号)	5/13可決	5/21可決	賛成	衆反=維れ共参 参反=維共れ沖各
03/14	航空法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第55号)	附5/22可決	附5/30可決	賛成	反=れ
03/14	日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(第217回国会閣法第56号)	附4/8可決	附4/16可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖
03/14	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第57号)	附5/8可決	附4/11可決	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖N
03/28	船員法等の一部を改正する法律案(第217回国会閣法第58号)	附4/17可決	附4/25可決	賛成	衆反=れ 参反=れN
05/16	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(第217回国会閣法第59号)	附5/30修正	附6/13可決	賛成	衆反=維国会共参保 参反=維国会共れN各

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
条約					
02/25	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第1号)	4/10承認	4/23承認	賛成	反=共
02/25	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第2号)	4/10承認	4/23承認	賛成	反=共
02/25	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第3号)	4/10承認	4/23承認	賛成	反=共
02/25	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第4号)	4/10承認	4/23承認	賛成	衆反=れ共 参反=共れ
02/25	航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第5号)	4/17承認	5/9承認	賛成	全会一致
02/25	航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第6号)	4/17承認	5/9承認	賛成	全会一致
02/25	日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第7号)	5/13承認	6/6承認	賛成	衆反=れ共 参反=共れ沖各
02/25	日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第8号)	5/13承認	6/6承認	反対	衆反=立れ共 参反=立共れ沖各
03/11	千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第9号)	4/17承認	5/9承認	賛成	反=共
03/11	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(第217回国会条約第10号)	4/17承認	5/9承認	賛成	衆反=保 参=全会一致
03/11	海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第11号)	4/24承認	5/23承認	賛成	衆反=保 参=全会一致
03/11	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第12号)	4/24承認	5/23承認	賛成	全会一致
03/28	千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(第217回国会条約第13号)	4/24承認	5/23承認	賛成	全会一致
予算					
12/09	令和六年度一般会計補正予算(第1号)(第216回国会予算第1号)	12/12修正	12/17可決	反対	衆反=立れ共有保 参反=立共れ沖
12/09	令和六年度特別会計補正予算(特第1号)(第216回国会予算第2号)	12/12可決	12/17可決	反対	衆反=立れ共有保 参反=立共れ沖
12/09	令和六年度政府関係機関補正予算(機第1号)(第216回国会予算第3号)	12/12可決	12/17可決	反対	衆反=立れ共有保 参反=立共れ沖
01/24	令和七年度一般会計予算(第217回国会予算第1号)	3/4修正	3/31修正	反対	衆反=立国れ共参保 参反=立国共れ沖各
03/31	令和七年度一般会計予算(参議院回付案)(第217回国会予算第1号)	3/31同意		同意	衆=全会一致
01/24	令和七年度特別会計予算(第217回国会予算第2号)	3/4修正	3/31可決	反対	衆反=立国れ共参保 参反=立国共れ沖各
01/24	令和七年度政府関係機関予算(第217回国会予算第3号)	3/4可決	3/31可決	反対	衆反=立国れ共参保 参反=立国共れ沖各
決算					
11/29	令和五年度一般会計歳入歳出決算(第216回国会決算)	継続	6/11是認	反対	参反=立(維)国共れ沖N(各)
11/29	令和五年度特別会計歳入歳出決算(第216回国会決算)	継続	6/11是認	反対	参反=立(維)国共れ沖N(各)
11/29	令和五年度国税収納金整理資金受払計算書(第216回国会決算)	継続	6/11是認	反対	参反=立(維)国共れ沖N(各)
11/29	令和五年度政府関係機関決算書(第216回国会決算)	継続	6/11是認	反対	参反=立(維)国共れ沖N(各)
国有財産					
11/29	令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第216回国会国有財産)	継続	6/11是認	反対	参反=立維国(共)れ沖N(各)
11/29	令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第216回国会国有財産)	継続	6/11是認	賛成	参反=維国N(各)
承認					
02/14	放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出第217回国会承認第1号)	附3/21承認	附4/1承認	賛成	衆反=れ 参反=れN
04/18	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出第217回国会承認第2号)	4/24承認	5/14承認	賛成	衆反=れ 参反=れ(沖)

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

提出	案件名	衆結果	参結果	審議時態度	備考
04/18	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出第217回国会承認第3号)	6/10承認	6/13承認	賛成	衆反=れ 参反=れ沖
承諾					
11/29	令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第216回国会承認)	5/20承認	5/28承認	反対	衆反=立維れ共有保 参反=立維れ共沖N各
11/29	令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第216回国会承認)	5/20承認	5/28承認	反対	衆反=立維れ共有保 参反=立維れN各
11/29	令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第216回国会承認)	5/20承認	5/28承認	反対	衆反=立維れ共有保 参反=立維れ共沖N各
11/29	令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(内閣提出第216回国会承認)	5/20承認	5/28承認	賛成	衆反=維れ有保 参反=維れN各
03/18	令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第217回国会承認)	継続			
03/18	令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第217回国会承認)	継続			
05/27	令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第217回国会承認)	継続			
NHK決算					
継続	日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第207回国会NHK決算)	審査未了			
継続	日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第210回国会NHK決算)	審査未了			
継続	日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第212回国会NHK決算)	審査未了			
12/06	日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第216回国会NHK決算)	審査未了			
規則(衆議院)					
04/24	衆議院規則の一部を改正する規則案(衆議院議院運営委員長提出第217回国会規則第1号)	省4/24可決		賛成	衆反=れ共
06/10	衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名[立]提出第217回国会規則第2号)	継続			
規則(参議院)					
03/12	参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外七名[自立公維国]発議第217回国会規則第1号)		省3/14可決	賛成	参反=共
05/07	参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外七名[自立公維国]発議第217回国会規則第2号)		省5/9可決	賛成	参反=共れ沖
規程(衆議院)					
03/18	衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(衆議院議院運営委員長提出第217回国会規程第1号)	省3/18可決		賛成	衆反=共
04/24	衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(衆議院議院運営委員長提出第217回国会規程第2号)	省4/24可決		賛成	衆反=れ共
規程(参議院)					
03/12	参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志外七名[自立公維国]発議第217回国会規程第1号)		省3/14可決	賛成	参反=共
03/31	参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(参議院議長発議第217回国会規程第2号)		省3/31可決	賛成	参反=少数
05/07	参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志外七名[自立公維国]発議第217回国会規程第3号)		省5/9可決	賛成	参反=共れ沖
決議(衆議院)					
10/07	旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議案(田村憲久君外七名[自立維公共国有れ]提出第214回国会決議第1号)	省10/7可決		賛成	衆=全会一致
10/09	石破内閣不信任決議案(笠浩史君外四名[立維共国]提出第214回国会決議第2号)	省 審議未了			
05/27	国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案(森山裕君外二十一名[自立維国公れ共有参保各]提出第217回国会決議第1号)	省5/27可決		賛成	
06/17	財務金融委員長井林辰憲君解任決議案(笠浩史君外六名[立維国参保]提出第217回国会決議第2号)	省6/18可決		賛成	衆反=自公有
決議(参議院)					
10/07	旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議案(牧野たかお君外十一名[自立公維国共れ沖]発議第214回国会決議第1号)		省10/8可決	賛成	参=全会一致
05/27	国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案(山本順三君外十六名[自立公維国共沖]発議第217回国会決議第1号)		省5/28可決	賛成	参反=N(各)
06/21	財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案(柴愼一君外二名[立維国]発議第217回国会決議第2号)		審査未了		

省=審査省略 附=委員会審査時に附帯決議を可決

「次の内閣」・政務調査会役員等一覧

次の内閣(NC)

ネクスト内閣総理大臣

野田 佳彦

ネクスト内閣官房長官

重徳 和彦

ネクスト内閣府統括・防災・国家公安委員会担当大臣

杉尾 秀哉

ネクスト経済財政担当大臣

馬淵 澄夫

ネクスト地方創生・消費者・沖縄北方担当大臣

石川 香織

ネクストジェンダー・共生・孤独孤立担当大臣

吉田 はるみ

ネクスト子ども政策担当大臣

高木 真理

ネクストデジタル・行政改革・公務員改革担当大臣

中谷 一馬

ネクスト復興・福島再生大臣

岡本 あき子

ネクスト総務大臣

野田 国義

ネクスト法務大臣

打越 さく良

ネクスト外務・拉致問題担当大臣

武正 公一

ネクスト財務金融大臣

階 猛

ネクスト文部科学大臣

津村 啓介

ネクスト厚生労働大臣

山井 和則

ネクスト農林水産大臣

金子 恵美

ネクスト経済産業大臣

田嶋 要

ネクスト国土交通大臣

小宮山 泰子

ネクスト環境大臣

篠原 孝

ネクスト安全保障大臣

福山 哲郎

税制調査会長

大西 健介

憲法調査会長

山花 郁夫

政務調査会役員

政務調査会長

重徳 和彦

政務調査会長代理

城井 崇(筆頭代理)

中島 克仁

徳永 エリ(参議院政審会長)

政務調査会副会長

山岡 達丸(筆頭副会長、NC・政調三役会議担当)※

青山 大人 尾辻 かな子

神谷 裕 亀井 亜紀子

神津 たけし 本庄 知史

屋良 朝博

小沢 雅仁(参議院政審会長代理)※

鬼木 誠 村田 享子

※印は政調三役会議出席副会長

政務調査会長補佐

東 克哉

五十嵐 えり

大塚 小百合

川原田 英世

佐々木 ナオミ

下野 幸助

宗野 創

竹内 千春

西川 厚志

波多野 翼

藤原 規真

水沼 秀幸

柳沢 剛

古賀 千景

水野 素子

阿部 祐美子

市来 伴子

岡田 悟

小山 千帆

篠田 奈保子

杉村 慎治

高橋 永

辻 英之

西川 将人

福森 和歌子

松下 玲子

三角 創太

山 登志浩

柴 慎一

安藤 じゅん子

おおたけ りえ

岡田 華子

齋藤 裕喜

柴田 勝之

鈴木 岳幸

高松 智之

長友 よしひろ

橋本 慧悟

福田 淳太

眞野 哲

矢崎 堅太郎

奥村 政佳

羽田 次郎

「次の内閣」・政務調査会役員等一覧

部門役員

NC大臣名	関係委員会(衆議院)	関係委員会(参議院)	NC大臣	NC副大臣	NC副大臣
内閣府統括・防災・ 国家公安委員会	内閣 震災復興・防災・災害対策(防災・災害対策部分)	内閣 災害対策	杉尾 秀哉	今井 雅人 近藤 和也	木戸口 英司 鬼木 誠
経済財政			馬淵 澄夫	櫻井 周	古賀 之士
地方創生・消費者・沖縄北方	地こデジ※(地域活性化部分) 消費者 沖縄北方	地デジ※(地方創生部分) 消費者 沖縄北方・ODA(沖縄北方部分)	石川 香織	森田 俊和 大西 健介 川内 博史	岸 真紀子 石川 大我 羽田 次郎
ジェンダー・共生・孤独孤立			吉田 はるみ	山崎 誠	古賀 千景
子ども政策	地こデジ※(こども政策部分)	内閣	高木 真理	森田 俊和	木戸口 英司
デジタル・行革・公務員改革	決算行政監視(行政監視部分) 地こデジ※(デジタル部分)	行政監視 地デジ※(デジタル部分)	中谷 一馬	白石 洋一 森田 俊和	石垣 のりこ 岸 真紀子
復興・福島再生	震災復興・防災・災害対策(震災復興部分)	震災復興	岡本 あき子	近藤 和也	横沢 高德
総務	総務 政治改革	総務 政治改革	野田 国義	吉川 元 落合 貴之	小沢 雅仁 小沼 巧
法務	法務	法務	打越 さく良	黒岩 宇洋	田島 麻衣子
安全保障	安全保障	外交防衛	福山 哲郎	篠原 豪	塩村 あやか
外務・拉致問題	外務 拉致問題	外務 拉致問題 沖縄北方・ODA(ODA部分)	武正 公一	源馬 謙太郎 下条 みつ	打越 さく良 羽田 次郎
財務金融	財務金融・予算 決算行政監視(決算部分)	財政金融・予算 決算	階 猛	稲富 修二 白石 洋一	柴 愼一 青木 愛
文部科学	文部科学	文部科学	津村 啓介	坂本 祐之輔	水野 素子
厚生労働	厚生労働	厚生労働	山井 和則	井坂 信彦	森本 真治
農林水産	農林水産	農林水産	金子 恵美	野間 健	田名部 匡代
経済産業	経済産業	経済産業	田嶋 要	山岡 達丸	古賀 之士
国土交通	国土交通	国土交通	小宮山 泰子	城井 崇	森屋 隆
環境	環境 原子力	環境	篠原 孝	阿部 知子 野間 健	川田 龍平

※地こデジ=地域活性化・こども政策・デジタル社会形成、地デジ=地方創生及びデジタル社会の形成等

調査会

調査会名	関係委員会(衆議院)	関係委員会(参議院)	会長	事務局長
憲法調査会	憲法審査会	憲法審査会	山花 郁夫	五十嵐 えり
税制調査会			大西 健介	道下 大樹

本部

本部名	関係委員会(衆議院)	関係委員会(参議院)	本部長・座長	事務局長
政治改革推進本部	議院運営・政治改革	議院運営・政治改革	大串 博志	落合 貴之
拉致問題対策本部	拉致問題	拉致問題	笠 浩史	青柳 陽一郎(事務総長)、 源馬 謙太郎(事務局長)
沖縄協議会	沖縄北方	沖縄北方・ODA(沖縄北方部分)	福山 哲郎	石橋 通宏
令和6年能登半島地震・ 豪雨災害対策本部	震災復興・防災・災害対策 (防災・災害対策部分)	災害対策	野田 佳彦	近藤 和也
安定的な皇位継承に関する 検討本部			馬淵 澄夫	吉田 はるみ
東日本大震災復興本部	震災復興・防災・災害対策(震災復興部分)	震災復興	小川 淳也	金子 恵美
農林漁業再生本部	農林水産	農林水産	田名部 匡代	徳永 エリ
旧統一教会被害対策本部			早稲田 ゆき	宮川 伸
高病原性鳥インフルエンザ 対策本部	農林水産	農林水産	小川 淳也	谷田川 元
選択的夫婦別姓実現本部	法務	法務	辻元 清美	黒岩 宇洋
日米通商問題対策本部	経済産業、財務金融、外務、農林水産	経済産業、財政金融、外交防衛、 農林水産	重徳 和彦	山岡 達丸
子ども・若者応援本部	地こデジ※(こども政策部分)、文部科学、 厚生労働	内閣、文教科学、厚生労働	大西 健介	岡本 あき子

プロジェクトチーム(PT)

PT名	関係委員会(衆議院)	関係委員会(参議院)	座長	事務局長
SOGIIに関するPT			大河原 まさこ	石川 大我
障がい・難病PT			横沢 高德	道下 大樹
外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方PT			石橋 通宏	岸 真紀子
生殖補助医療PT			中島 克仁	塩村 あやか
島政策PT			野間 健	山田 勝彦
外交・安全保障戦略PT			岡田 克也	篠原 豪
公務員制度改革PT			大島 敦	岸 真紀子
公文書管理PT			奥野 総一郎	本庄 知史
雇用問題対策・賃上げPT			長妻 昭	石橋 通宏
ビジネスと人権PT			鎌田 さゆり	高木 真理
機能的表示食品の見直しに関するPT			大西 健介	井坂 信彦
環境エネルギーPT			田嶋 要	山崎 誠
公共インフラ老朽化・国土強靱化対策検討PT			小宮山 泰子	鬼木 誠
「給付付き税額控除」検討PT			階 猛	櫻井 周
オンラインカジノ対策PT	内閣	内閣	今井 雅人	山岸 一生

ワーキングチーム(WT)

WT名	設置部門・調査会・本部・PT	座長	事務局長
食料・農業・農村政策WT	農林水産	田名部 匡代	神谷 裕
森林・林業・山村振興WT	農林水産	近藤 和也	渡辺 創
水産政策WT	農林水産	徳永 エリ	神谷 裕
棚田振興WT	農林水産	大串 博志	近藤 和也
備蓄米のあり方検討WT	農林水産	田名部 匡代	近藤 和也
農業用ため池対策WT	農林水産	大串 博志	近藤 和也
半島振興WT	国土交通	森山 浩行	山田 勝彦
新しい金融政策WT	財務金融	近藤 和也	米山 隆一
道路陥没事故対策WT※	国土交通	小宮山 泰子	熊谷 裕人
公立・公的病院改革WT	厚生労働	岡本 充功	池田 真紀
金融所得・資産の把握と負担の在り方検討WT	「給付付き税額控除」検討PT	海江田 万里	道下 大樹
第三者機関WT	政治改革推進本部	落合 貴之	
政治資金透明化WT	政治改革推進本部	落合 貴之	
被選挙権年齢引下げ検討WT	政治改革推進本部	落合 貴之	
ネット投票検討WT	政治改革推進本部	落合 貴之	
公職選挙法改正検討WT	政治改革推進本部	落合 貴之	

※道路陥没事故対策WTは5月8日の「次の内閣」で「公共インフラ老朽化・国土強靱化対策検討PT」に改組し、体制強化

立憲民主党国会レポート 2025

発行日 2025年9月29日

発行所 立憲民主党政務調査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

Tel.03-3597-2880

この国会レポートは2025年8月8日時点で編集したものです。

